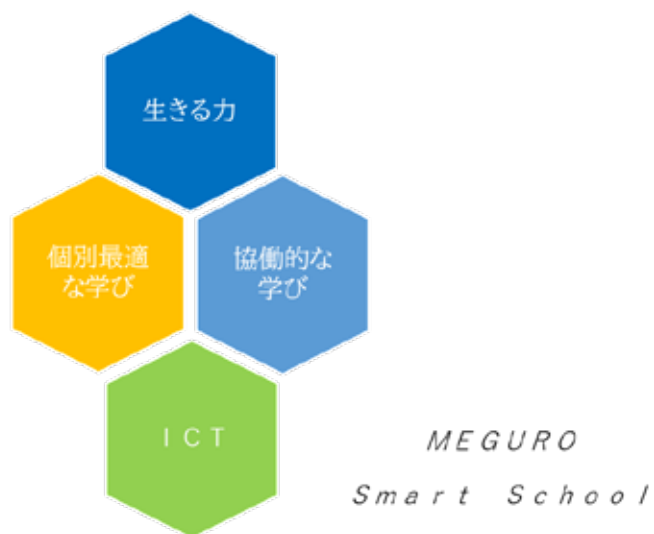


# MEGURO スマートスクール・アクションプラン

～目黒区教育情報化推進計画～

令和4（2022）年度 ～ 令和8（2026）年度



令和4（2022）年3月

目黒区教育委員会

はじめに

新しい学習指導要領（小学校は令和2（2020）年度から、中学校は令和3（2021）年度から全面実施）では、情報活用能力を「学習の基盤となる資質・能力」と位置付け、各学校においてコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用できるように必要な環境を整え、子どもたちの情報活用能力をはぐくむ学習活動の充実を図ることが明記されました。

令和3（2021）年1月には、中央教育審議会の答申『「令和の日本型学校教育」の構築を目指して』において、新型コロナウイルスの感染拡大をはじめとする社会の急激な変化の中で再認識された学校の役割や課題を踏まえ、2020年代を通じて実現すべき学校教育を「令和の日本型学校教育」とし、全ての子どもたちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現するために、ICTが学校教育を支える基盤的なツールとして必要不可欠であることから、「令和の日本型学校教育」の構築に向けたICT活用及びICT環境整備に関する基本的な考え方が示されました。

区では、令和3（2021）年2月に区立小・中学校の児童・生徒1人1台の学習用情報端末の整備を完了するとともに、「目黒区版 GIGAスクール構想イメージ」を掲げ、各学校においてICTを活用した主体的・対話的で深い学びの視点から授業改善を重ねながら学習活動を進めております。

本プランは、社会状況や国の考え方を踏まえ、新しい時代にふさわしい次世代の学校教育（スマートスクール）の実現を目指し、教育の情報化を推進するためのソフト面・ハード面・人材育成面にわたる、区における今後5年間の具体的な計画として策定いたしました。策定に当たっては、保護者・学校関係者をはじめ、区民の皆さまから多くのご意見・ご提案をいただきましたことに心から感謝申し上げます。

今後、教育の情報化については、本プランに基づき、学校と教育委員会が連携し、保護者・地域の皆さまのご理解・ご協力をいただきながら、着実に取組を推進し、学校教育の一層の質の向上に取り組んでまいります。

令和4（2022）年3月

目黒区教育委員会教育長  
関根 義孝

## 目 次

第1章	MEGUROスマートスクール・アクションプランの概要について	4
1	プランの策定について	4
2	プランの位置付け	4
3	プランの期間	5
4	プラン策定の方向性	5
5	プランの進め方	5
6	プランを進める上での留意事項	5
	(1) 児童・生徒の健康への配慮	5
	(2) 保護者・地域への周知・理解	5
第2章	目黒区の現状と課題	6
1	教育の情報化に係る社会動向	6
	(1) 「Society 5.0」時代の到来	6
	(2) 国の動向	7
	(3) 教員の働き方改革	9
	(4) 学校保有情報の保護	9
2	目黒区の現状	11
	(1) 児童・生徒の情報活用能力	11
	(2) 教員のICTを活用した指導力	11
	(3) 学校のICT環境	12
3	目黒区版 GIGAスクール構想イメージ	13
4	目黒区の課題	14
	(1) ICTを活用した学びの充実	14
	(2) ICTを活用した教員の指導力の向上と学校サポートの充実	14
	(3) 校務におけるICT活用の推進	14
	(4) 学校のICT環境の充実とシステムの最適化	15
	(5) 教育情報セキュリティの確保	15
	(6) 保護者・地域との連携	15
第3章	MEGUROスマートスクール・アクションプランの目標と基本方針	17
1	プランの目標	17
2	目標に対する成果の確認	18
3	プランの基本方針	19

第4章 MEGUROスマートスクール・アクションプランの体系と具体的施策...	22
1 プランの体系.....	22
2 具体的施策.....	23
3 具体的施策一覧.....	50
第5章 MEGUROスマートスクール・アクションプランの推進について.....	52
1 プランの推進体制.....	52
2 プランの進捗管理.....	52
3 プランの検討体制・経過等.....	52
資料編.....	56
1 用語解説.....	56
2 参考資料.....	64

\*マークの単語は、巻末に用語解説があります。

本プランは、目黒区公式ホームページでも公開しています。

[https://www.city.meguro.tokyo.jp/kyoiku/gakko\\_kyoiku/keikaku/ssap.html](https://www.city.meguro.tokyo.jp/kyoiku/gakko_kyoiku/keikaku/ssap.html)



## What's 「スマートスクール (Smart School)」 ?

AIやロボット等の先端技術が高度化してあらゆる産業や生活に取り入れられ、社会の在り方そのものが現在とは「非連続的」といえるほど劇的に変わる「Society 5.0」時代の到来、このような急激に変化する時代の中で、未来の担い手となる子どもたちの生きる力を育成するために、児童・生徒1人1台の学習用情報端末やクラウドサービス等の新しいICT技術やAI・教育ビッグデータ等の先端技術を活用した次世代の学校教育を指します。

英語の“Smart”（最新の、効率の良い）と“School”（学校）の2つを組み合わせた言葉

# 第1章 MEGUROスマートスクール・アクションプランの概要について

## 1 プランの策定について

近年、知識・情報・技術をめぐる変化の速さが加速度的となり、AI\*やビッグデータ\*、IoT\*、ロボティクス\*等の技術の急速な進展に伴い、これらの先端技術が高度化してあらゆる産業や生活に取り入れられ、社会の在り方そのものが現在とは「非連続的」といえるほど劇的に変わる「Society 5.0」\*時代の到来が予測されています。

このように急激に変化する時代の中で、未来の担い手となる子どもたちには、確かな学力、豊かな心、健やかな体のバランスのとれた「生きる力」\*を育成することが求められます。

加えて、児童・生徒一人ひとりが自ら主体的に考え、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を育成することが求められています。

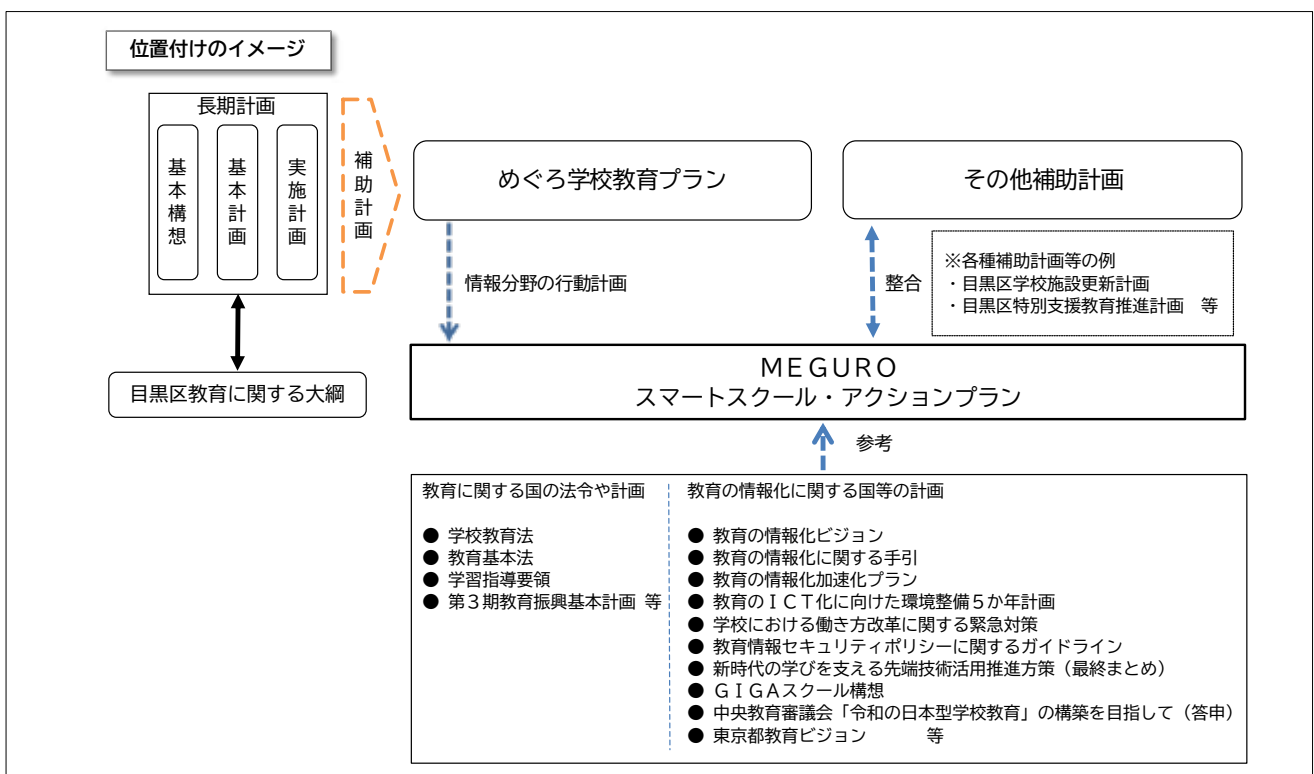
このような背景を踏まえ、めぐろの子どもたちが、これからの時代に求められる資質・能力を確実に備えることができる学校教育を実現するため、学校・教育委員会と家庭・地域が教育の情報化に係る区の現状及びこれからの5年間の取組の方向性等を共有し、一体となって教育の情報化の推進に取り組んでいけるよう、MEGUROスマートスクール・アクションプラン（以下「プラン」という。）を策定しました。

## 2 プランの位置付け

本プランは、区の長期計画の補助計画として位置付けられている「めぐろ学校教育プラン」\*の情報分野における具体的な行動計画となります。施策の展開に当たっては、関連する各種補助計画等とも整合を図ります。

また、本プランの策定は、国の定める関係法令や計画等も鑑みて策定しています。

図表1 プランの位置付けイメージ



### 3 プランの期間

本プランの期間は、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間とします。

ただし、ICT\*技術の進展速度や、国や東京都が目指す教育の情報化の動向に適切に対応するため、見直しの必要性が生じた場合には、適宜見直しを行います。

### 4 プラン策定の方向性

本プランは、次の方向性をもって策定いたしました。

- (1) 全ての子どもたちの可能性を引き出し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現するためには、対面指導か遠隔・オンライン教育かという二項対立ではなく、対面指導を基本としつつ、児童・生徒の発達段階や学びの内容に応じて、遠隔・オンライン教育を適宜適切に取り入れ、双方の良さを最大限活かしていくこと。
- (2) 国の定める法律、計画等の基本理念や学習指導要領\*を十分に踏まえ、本プランの取組の目標、具体的な施策及びICT環境整備内容を定め、着実に推進するための計画とすること。
- (3) ICT環境整備には一定の財政負担が伴うことから、目黒区学校施設更新計画\*等の関連計画との整合を図り、整備手法については、効果的・効率的な計画内容とすること。

### 5 プランの進め方

本プランに掲げた施策は、ソフト面・ハード面・人材育成面と多岐にわたり、実施年度も単年度実施や複数年度をかけて実施していくものなど様々です。特にICT環境整備に係る施策については、一定の財政負担が伴うことから、目黒区実施計画及び毎年度の予算編成等を通じて計画的に進めていきます。

### 6 プランを進める上での留意事項

#### (1) 児童・生徒の健康への配慮

区では「目黒区立学校 学習用情報端末「iPad使用」ルール」を定め、学習用情報端末の利用について、正しい姿勢で利用する等ルールを定め、指導を行っています。

しかし、ICTの学習利用に係る児童・生徒の健康面への配慮については、学校における取組だけでは十分でないことから、家庭における学習用情報端末を活用した学習や、家庭内でのICT機器利用のルールの作成等について、学校と家庭で適宜情報共有を図り、本プランに掲げる施策について取組を進めていきます。



「目黒区立学校 学習用情報端末「iPad」使用ルール」

URL:[https://www.city.meguro.tokyo.jp/kyoiku/gakko\\_kyoiku/hoshin\\_unei/GIGASchool/ipad0402.files/ipadruru.pdf](https://www.city.meguro.tokyo.jp/kyoiku/gakko_kyoiku/hoshin_unei/GIGASchool/ipad0402.files/ipadruru.pdf)

#### (2) 保護者・地域への周知・理解

本プランを推進するためには、保護者・地域の理解と協力を得ることが必要不可欠です。

ICTを活用した教育活動については、各学校において、学校ホームページや授業公開等の機会を捉えて情報共有を図るとともに、教育委員会においてもきょういく広報や教育施策説明会等を通して保護者や地域に向けた分かりやすい情報発信を行っています。



## 第2章 目黒区の現状と課題

### 1 教育の情報化に係る社会動向

#### (1) 「Society 5.0」時代の到来

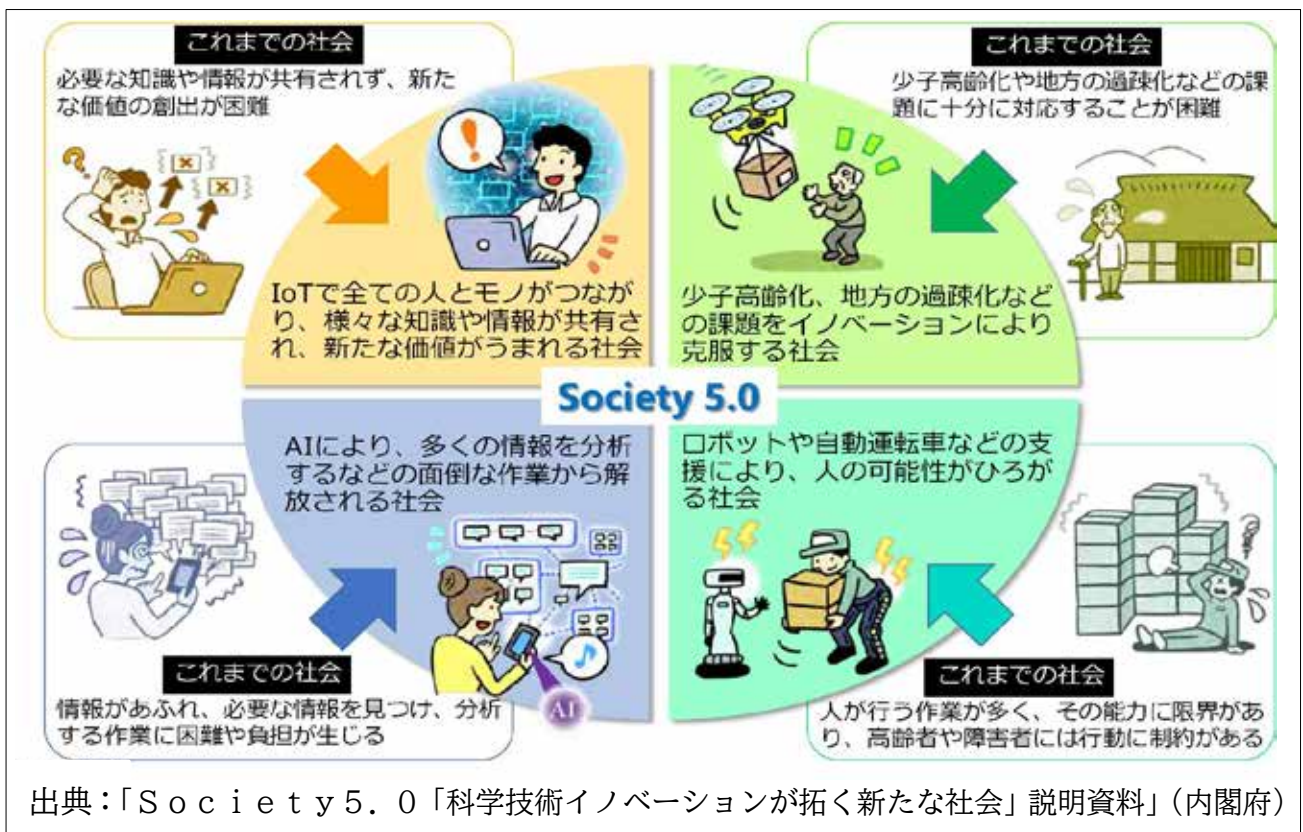
近年、知識・情報・技術をめぐる変化の速さが加速度的となり、情報化やグローバル化といった社会的変化が人間の予測を超えて進展しています。とりわけ、AIやビッグデータ、IoT、ロボティクス等の技術の急速な進展に伴い、これらの先端技術が高度化してあらゆる産業や生活に取り入れられ、社会の在り方そのものが現在とは「非連続的」といえるほど劇的に変わる「Society 5.0」時代の到来が予測されています。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う甚大な影響は、私たちの生命や生活のみならず、社会、経済、私たちの行動・意識・価値観にまで多方面に波及しつつあり、この影響は広範で長期にわたるため、感染収束後の世界は、新たな世界いわゆる「ニューノーマル」\*に移行していくことが求められます。

このような急激に変化し、将来の予測が難しい時代においては、児童・生徒がこうした変化を前向きに受け止め、人間ならではの感性を働かせながら、社会や人生をより豊かなものにしていくことが必要とされており、そのためには試行錯誤しながら問題を発見・解決し、新たな価値を創造していくことが求められています。

加えて、今後の少子高齢化の進展や生産年齢人口の減少による労働力不足や公共サービスの低下などが懸念されており、ICT、AI、ロボティクスなどの活用は経済社会水準を維持するため不可欠であり、これらの情報技術を手段として効果的に活用していくことの重要性は一層高まっていくこととなります。

図表2 Society 5.0の社会



出典：「Society 5.0「科学技術イノベーションが拓く新たな社会」説明資料」（内閣府）

(2) 国の動向

ア 新しい学習指導要領（小学校：令和2（2020）年、中学校：令和3（2021）年から実施）

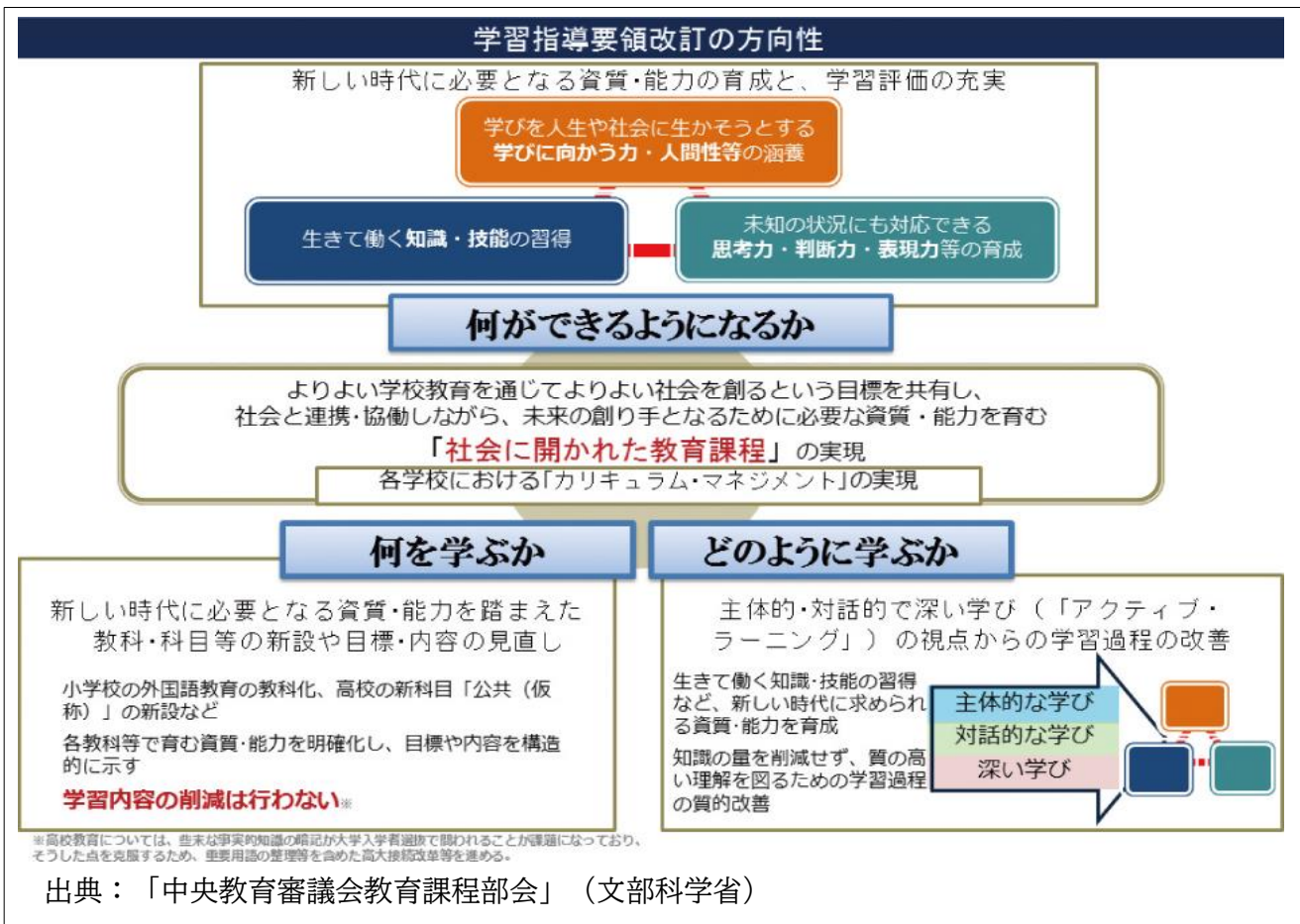
文部科学省では、新しい時代に児童・生徒が備えるべき資質・能力を「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力・人間性等」という3つの柱に整理しました。この資質・能力をはぐくむ上では、「何を学ぶか」という学習内容だけでなく、「何ができるようになるのか」（新しい時代に必要な資質・能力の育成）、「どのように学ぶのか」（主体的・対話的で深い学びの視点からの学習過程の改善）を連携しながら確立させることが求められています。

新しい学習指導要領（以下「学習指導要領」という。）では、初めて情報活用能力\*（情報モラル\*を含む。）を、言語能力、問題発見・解決能力等と同様に、学習の基盤となる資質・能力と位置付けるとともに、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることを明記されました。

さらに、学習者用デジタル教科書\*の制度化や小学校ではプログラミング教育\*が必修化されるなど、今後の学習活動において、より積極的にICTを活用することを求めています。

学校のICT環境整備の考え方については、「平成30（2018）年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」\*（平成29（2017）年12月）では、学習指導要領におけるICTを活用した学習活動を具体的に想定した、最低限必要とされ、かつ、優先的に整備すべきICT機器等の設置の考え方及び機能の考え方について整理がされました。

図表3 学習指導要領改訂の方向性





## イ GIGAスクール構想\*の加速による学びの保障

新型コロナウイルス感染症の拡大により、学校は一部地域を除き、令和2（2020）年3月から約3か月間にもわたり、臨時休業を余儀なくされるなど未曾有の事態となりました。

臨時休業期間中は、各学校でホームページ等を活用し、家庭との情報連携や課題の配付を行うなど児童・生徒の学習支援や健康状況の把握に努めてきました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響が長期化し、先行きが見通せない中で、子どもたちの学びを保障するために、特にICTを活用した施策の実現が求められました。

この状況を受け、文部科学省では、「新型コロナウイルスによる緊急事態宣言を受けたICT活用及び整備について」（令和2（2020）年4月10日）を発出し、ICTの活用により全ての子どもたちの学びを保障できる環境を早急に実現するため、令和5（2023）年度までに段階的に児童・生徒1人1台の学習用情報端末を整備することを柱としたGIGAスクール構想を加速し、整備計画を令和2（2020）年度に前倒しすることとしました。

## ウ 中央教育審議会\*の答申 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して

令和3（2021）年1月には、中央教育審議会において、新型コロナウイルス感染症の拡大をはじめとする社会の急激な変化の中で再認識された学校の役割や課題を踏まえ、2020年代を通じて実現を目指す学校教育を「令和の日本型学校教育」とし、その姿を「全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学び」としました。これを実現するためには、ICTの活用は必要不可欠であるとし、「令和の日本型学校教育」の構築に向けたICT活用及びICT環境整備に関する基本的な考え方が示されました。

図表4 「令和の日本型学校教育」の構築に向けたICTの活用に関する基本的な考え方

### 5. 「令和の日本型学校教育」の構築に向けたICTの活用に関する基本的な考え方

- ◆「令和の日本型学校教育」を構築し、全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びを実現するためには、**ICTは必要不可欠**
- ◆**これまでの実践とICTとを最適に組み合わせることで、様々な課題を解決し、教育の質の向上**につなげていくことが必要
- ◆ICTを活用すること自体が目的化しないよう留意し、**PDCAサイクルを意識し、効果検証・分析を適切に行う**ことが重要であるとともに、健康面を含め、ICTが児童生徒に与える影響にも留意することが必要
- ◆ICTの全面的な活用により、学校の組織文化、教師に求められる資質・能力も変わっていく中で、**Society5.0時代にふさわしい学校の実現が必要**

#### (1) 学校教育の質の向上に向けたICTの活用

- カリキュラム・マネジメントを充実させ、各教科等で育成を目指す資質・能力等を把握した上で、ICTを「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に生かすとともに、従来は伸ばせなかった資質・能力の育成や、これまでできなかった学習活動の実施、家庭等学校外での学びの充実
- 端末の活用を「当たり前」のこととし、児童生徒自身がICTを自由な発想で活用するための環境整備、授業デザイン
- ICTの特性を最大限活用した、不登校や病後療養等により特別な支援が必要な児童生徒に対するきめ細かな支援、個々の才能を伸ばすための高度な学びの機会の提供等
- ICTの活用と少人数によるきめ細かな指導体制の整備を両輪とした、個別最適な学びと協働的な学びの実現

#### (2) ICTの活用に向けた教師の資質・能力の向上

- 養成・研修全体を通じ、教師に必要な資質・能力を身に付けられる環境の実現
- 養成段階において、学生の1人1台端末を前提とした教育を実現しつつ、ICT活用指導力の養成やデータリテラシーの向上に向けた教育の充実
- ICTを効果的に活用した指導ノウハウの迅速な収集・分析、新時代に対応した教員養成モデルの構築等、教員養成大学・学部、教職大学院のリーダーシップによるSociety5.0時代の教員養成の実現
- 国によるコンテンツ提供や都道府県等における研修の充実等による現職教師のICT活用指導力の向上、授業改善に取り組む教師のネットワーク化

#### (3) ICT環境整備の在り方

- GIGAスクール構想により配備される1人1台の端末は、クラウドの活用を前提としたものであるため、高速大容量ネットワークを整備し、教育情報セキュリティポリシー等でクラウドの活用を禁止せず、必要なセキュリティ対策を講じた上で活用を促進
- 義務教育段階のみならず、多様な実態を踏まえ、高等学校段階においても1人1台端末環境を実現するとともに、端末の更新に向けて丁寧に検討
- 各学校段階において端末の家庭への持ち帰りを可能とする
- デジタル教科書・教材等の普及促進や、教育データを蓄積・分析・利活用できる環境整備、ICT人材の確保、ICTによる校務効率化

出典：「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（答申）【概要】（文部科学省）

### (3) 教員の働き方改革

教員の業務は、学習指導要領に沿った児童・生徒の資質・能力の育成、社会状況の変化によって学校が抱える課題の複雑化・困難化、授業外の生徒指導や部活動、保護者や地域との連携等、多岐にわたっており、文部科学省が実施している教員勤務実態調査においても、教員の長時間勤務の実態が浮き彫りとなっています。

学校の働き方改革については、中央教育審議会で議論が行われ、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」（平成31（2019）年1月）が取りまとめられました。

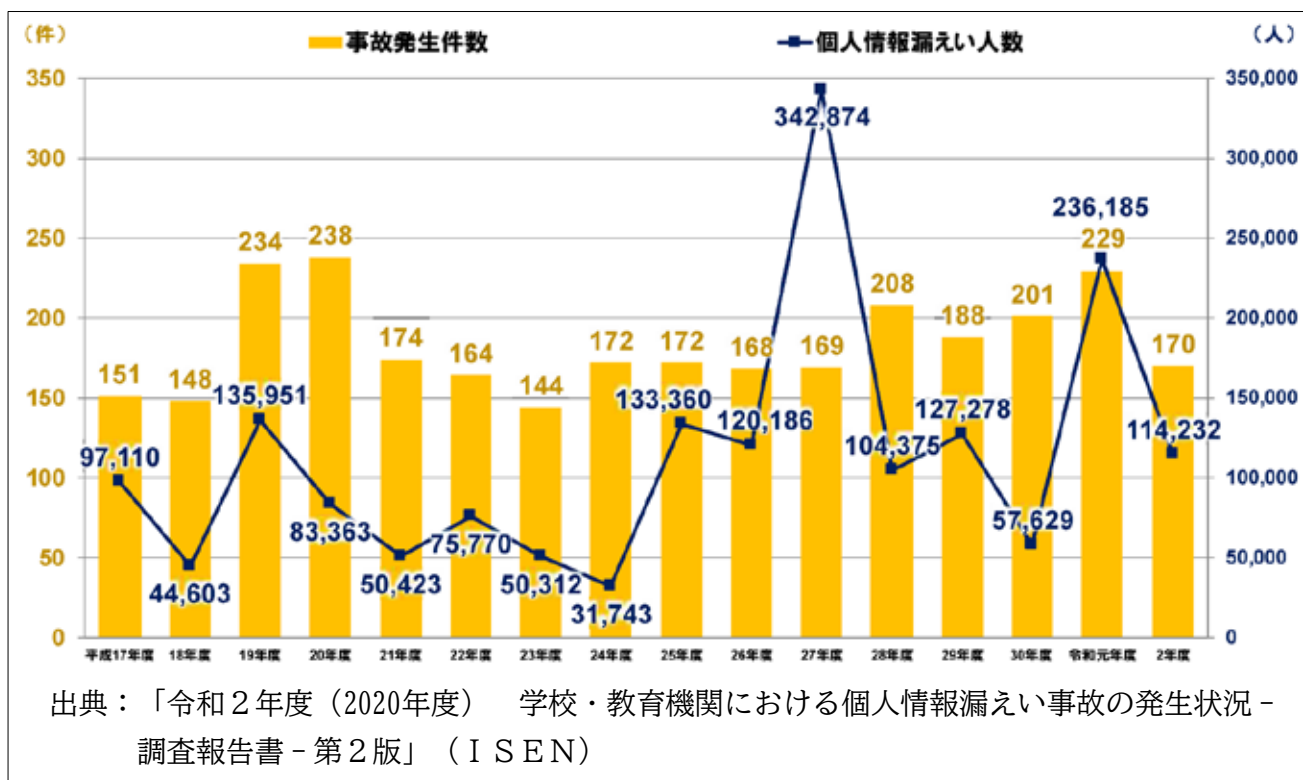
文部科学省では、この答申も踏まえ、教員のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに、その人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようにすることを目的として、学校における働き方改革のための取組を進めています。

### (4) 学校保有情報の保護

学校の保有する情報には、児童・生徒の成績情報や生徒指導関連情報等多くの個人情報が含まれていますが、近年、学校教育ネットワークに対する不正アクセス\*や人為的要因により、児童・生徒や保護者等の個人情報が窃取・流出する事案も生じています。

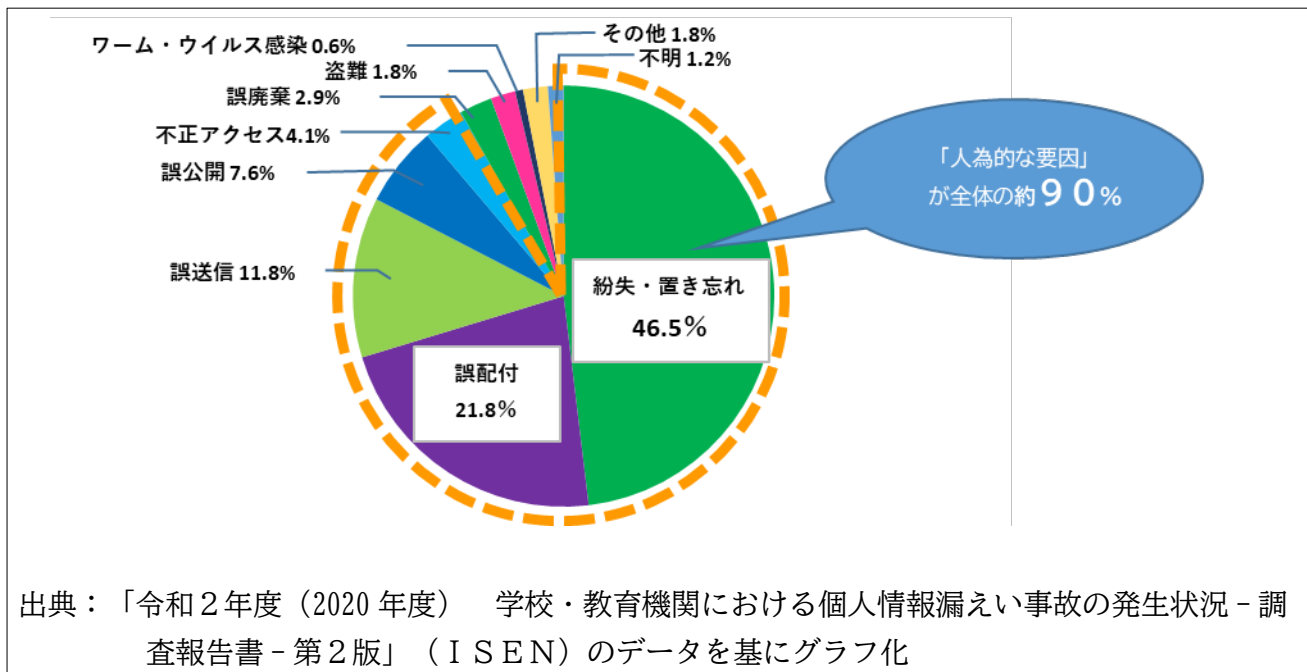
文部科学省は、安心して学校においてICTを活用できるようにするために、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」\*（平成29（2017）年10月）を公表し、学校設置者である地方自治体及び学校には、学校現場の特徴を踏まえた情報セキュリティ対策の強化が求められています。

図表5 学校・教育機関における個人情報漏えい事故の発生状況 過去16カ年の推移



特に、学校・教育機関における個人情報漏洩等の事故の発生要因は、紛失・置き忘れや誤配付等の人為的な要因が9割以上を占めていることから、情報セキュリティに係る教員の意識の向上を図るため、情報セキュリティ研修の充実等の取組が必要です。

図表6 漏えい経路・媒体別 事故発生比率



### ポイント解説：GIGAスクール構想とは？

令和元（2019）年に文部科学省が発表した、1人1台学習用情報端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を、全国の学校現場で持続的に実現させる構想のことです。

当初は段階的に整備を進め、令和5（2023）年度までに完了する予定となっていました。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う学校の臨時休業等を受け、令和2（2020）年度中の整備へと前倒しされ、区でも令和3（2021）年2月に児童・生徒1人1台の学習用情報端末を整備しました。

GIGAスクール構想は、「ハード」の整備だけでなく、日常的なICTを使いこなすための「人材」、デジタルならではの学びを実現するための「ソフト」に関する取組が一体的に進められています。

GIGAとはGlobal and Innovation Gateway for Allの略で、翻訳すると、「全ての子どもたちにとってグローバル人材・革新を起こせる人材になるための入り口」という意味になります。

GIGAスクール構想（文部科学省）

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/other/index\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/other/index_00001.htm)





## 2 目黒区の現状

### (1) 児童・生徒の情報活用能力

児童・生徒の情報活用能力の育成については、プログラミング教育が小学校学習指導要領解説総則編に位置付けられ、必修化されたことから、向原小学校が平成30（2018）年・令和元（2019）年度東京都プログラミング教育推進校の指定校として教育研究や成果発表を通して区内全小学校へ普及と啓発を行い、令和2（2020）年度から全小学校の第5学年総合的な学習や第6学年理科においてプログラミング体験学習を実践しています。

情報モラル教育については、平成29（2017）年度に、情報モラル教育の推進に資するため、区独自のモデルカリキュラムを作成し、各校において実践しているほか、「目黒区児童・生徒の携帯電話等の使用に関する指針」を作成し、令和3（2021）年度には「目黒区児童・生徒の情報端末等の使用に関する指針」\*として改定を行い、学習用情報端末等の情報通信機器に係る危険から児童・生徒を守り、児童・生徒が被害者にも加害者にもならないようにするための教育及び啓発活動を推進しています。

### (2) 教員のICTを活用した指導力

毎年度実施されている「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」の実施結果から、区の教員のICTを活用した指導力の肯定的回答の割合は、小・中学校ともに全項目で国や都に比べ高く、肯定的回答の割合が上昇していることから、区の教員のICTを活用した指導力は、一定の水準を満たしている状況です。

図表7 教員のICT活用指導力の実態等に関する調査結果

(小学校)		肯定的回答の割合（単位：%）			
内容項目	令和2(2020)年 目黒区	令和元(2019)年 目黒区	令和元(2019)年 東京都	令和元(2019)年 国	
A 教材研究・指導の準備・評価などにICTを活用する能力	89	87	86	87	
B 授業にICTを活用して指導する能力	77	66	70	71	
C 児童生徒のICT活用を指導する能力	77	70	71	73	
D 情報活用の基礎となる知識や態度について指導する能力	88	81	84	85	

(中学校)		肯定的回答の割合（単位：%）			
内容項目	令和2(2020)年 目黒区	令和元(2019)年 目黒区	令和元(2019)年 東京都	令和元(2019)年 国	
A 教材研究・指導の準備・評価などにICTを活用する能力	90	91	86	90	
B 授業にICTを活用して指導する能力	86	76	67	77	
C 児童生徒のICT活用を指導する能力	85	75	68	77	
D 情報活用の基礎となる知識や態度について指導する能力	92	91	79	87	

出典：「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」（文部科学省調査）

### (3) 学校のICT環境

区における学校のICT環境整備は、平成元（1989）年度の学習指導要領改訂に伴い教育用コンピュータシステム\*を導入したことが始まりです。その後、各校のコンピュータ室の整備や統合型校務支援システムの導入など段階的に整備を進めてきました。

現在では、「平成30（2018）年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」やGIGAスクール構想を踏まえ、区立全小・中学校の全教室に大型提示装置\*を設置し、普通教室等の無線LAN\*(LAN\*の無線化)環境の整備を計画的に進めています。

また、令和2（2020）年度には、GIGAスクール構想の実現に係る計画の前倒しを受け、児童・生徒1人1台の学習用情報端末の整備を行いました。

図表8 目黒区ICT環境整備年表

年 度	状 況
平成元（1989）年度 ～4（1992）年度	教育用コンピュータシステム導入
平成9（1997）年度	各校コンピュータ室等の整備
平成12（2000）年度	ICT支援員*配置開始
平成13（2001）年度	全小中学校の学校ホームページ開設
平成18（2006）年度～ 20（2008）年度	校内ネットワーク整備
平成21（2009）年度	校務系システム導入
平成30（2018）年度～ 令和4（2022）年度	全教室等へ大型提示装置（プロジェクター）整備及び普通教室等無線LAN環境整備
令和2（2020）年度	GIGAスクール構想による児童・生徒1人1台学習用情報端末導入 GIGA支援員* 16名設置（事業者）

#### ポイント解説：学校で利用しているシステム等

学校では、多くのシステムを使用して、校務処理・学習指導を行っています。使用しているものをご紹介します。（本プランでは①を校務系システム、②と③を合わせて学習系システムと呼称しています。）

- ① 校務LANシステム：教職員が校長室、職員室、事務室等で校務全般（学籍情報処理、指導要録\*作成、成績処理、学校事務、健康診断、保健室来室管理、グループウェアによる情報共有等）で使用するシステム
- ② 教育用コンピュータシステム：教員が主に教室等で学習指導のために使用するシステム
- ③ 学習用情報端末：GIGAスクール構想に基づき整備した児童・生徒1人1台の情報端末





### 3 目黒区版 GIGAスクール構想イメージ

教育委員会では、各学校において児童・生徒1人1台の学習用情報端末を活用し、主体的・対話的で深い学びの視点から授業改善を行うことで、児童・生徒の「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現を図り、基礎的・基本的な知識・技能や言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力の確実な育成を目指すこととし、「目黒区版 GIGAスクール構想イメージ」を掲げ、取組を進めています。

特に、学習用情報端末 iPad は、LTE通信\*を活かした「いつでも」(Anytime)、「どこでも」(Anywhere)、「だれとでも」(With anyone) 利用できる3Aのコンセプトに基づき、学習活動における積極的な活用を通し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現に向けて各校において取組を進めています。

図表9 目黒区版 GIGAスクール構想イメージ

目黒区  
MEGURO CITY

## 目黒区版 GIGA スクール構想イメージ

目黒区教育委員会事務局教育指導課 (令和3年3月)

**一人一台の情報端末を活用して目黒区が目指すこと**

学習指導要領の着実な実施とICT機器の活用により、カリキュラム・マネジメントを充実させ、発達の段階に応じて、全ての子どもたちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現させる。  
 ①児童・生徒は、学びを進めていく中で、問題解決のために情報端末活用の必要性を感じ、解決のために適切なツールを選択し活用することができる。【児童・生徒】  
 ②教員は、情報端末を手段として「いつでも」「どこでも」「だれとでも」という視点を持ち、児童・生徒の学びをデザインすることができる。【教員】

### 学習用情報端末 iPad の活用

**Anytime (いつでも)**

情報端末を日常的に活用して、授業中の様々な場面での情報収集や、思考したことを表現するなど、「いつでも」学ぶことができます。

- 検索サイトを活用した調べ学習
- 文章作成ソフト、プレゼンテーションソフトの利用
- 各教科における授業での活用
  - ・ 国語科：段落を入れ替えて構成を工夫
  - ・ 社会科：各地の生産者等にインタビュー
  - ・ 体育科・保健体育科：スローモーション撮影し、動きの確認

**Anywhere (どこでも)**

LTE通信を生かし、学校内だけではなく場所を選ばず、校外や自宅など、「どこでも」学ぶことができます。

- 場所を選ばない学習
  - ・ 校外学習：生活科見学で見つけた動植物の撮影
  - ・ 自然宿泊体験学習：しおりのデータ化、事後学習に活用する画像・動画の撮影
- 一人ひとりの学習状況に応じた個別学習
  - ・ eラーニングを活用した家庭学習(予習・復習)

**With anyone (だれとでも)**

アプリケーションを用いて児童・生徒同士で協働的に活動したり、オンライン会議システムで遠隔地とつないだりなど、「だれとでも」学ぶことができます。

- クラスメイトとつながる
  - ・ アプリケーションを用いた協働的な学び
- 外部とつながる
  - ・ 修学旅行先で交流する学校と事前・事後学習にて交流
  - ・ オンライン会議システムを活用して、遠隔地の工場や資料館等の見学や、生産者への質問

**主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善**

**個別最適な学びの実現**

**協働的な学びの実現**

**基礎的・基本的な知識・技能や言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力の確実な育成**

※情報活用能力…情報を取得し、整理・比較、発信・伝達、保存・共有する力やプログラミング的思考、情報モラル、情報セキュリティ、統計等に関する資質・能力等を指す。

家庭等との連携	教員のICT活用能力の向上	ICT環境の整備
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 不登校、病気療養等の児童・生徒への支援                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ オンライン授業配信による学習保障</li> <li>・ 「eライブラリ」の活用による、学習保障及び個別最適な学びの実現</li> </ul> </li> <li>○ 家庭との連携による児童・生徒への指導の充実                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家庭での情報端末の利活用</li> <li>・ 家庭内での利用ルール設定</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各種研修の実施、参加                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育指導課主催研修への参加</li> <li>・ 校内研修及び校内OJTの計画と実施</li> <li>・ ICT活用推進リーダーブロック連絡会での情報共有</li> <li>・ 各学校に配置するGIGA支援員による支援</li> </ul> </li> <li>○ 授業準備の効率化と児童・生徒への指導の充実                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 課題のデータ提出(ペーパーレス化)による業務軽減</li> <li>・ スタディログ等の教育データの活用</li> <li>・ 教材データの蓄積と共有による授業準備の効率化</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 時間的・空間的な制約のないICT環境整備                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 持ち運びやすく、起動が早い端末の導入</li> <li>・ LTE通信の整備</li> <li>・ 様々な学びに必要なアプリケーションの導入</li> <li>・ 安心して使用できるセキュリティ環境の導入</li> <li>・ デジタル教科書の導入</li> <li>・ クラウド活用</li> </ul> </li> <li>○ 人的支援                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ICT支援員とGIGA支援員の各学校への配置</li> </ul> </li> </ul>

「目黒区版 GIGAスクール構想イメージ」は、目黒区HPでも公開しています。

[https://www.city.meguro.tokyo.jp/kyoiku/gakko\\_kyoiku/hoshin\\_unei/GIGASchool/index.html](https://www.city.meguro.tokyo.jp/kyoiku/gakko_kyoiku/hoshin_unei/GIGASchool/index.html)

13

## 4 目黒区の課題

教育の情報化に係る区の課題は、毎年度、文部科学省が実施する「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」、「全国学力・学習状況調査に関する調査」などの各種調査結果及び教員アンケート結果から、環境面や運営面においても様々な課題があります。また、児童・生徒1人1台の学習用情報端末を整備し、学校だけではなく家庭でも学習に活用していくことから、保護者等の方々の理解と協力をいただくことが重要です。

本プランでは、課題や社会動向等の状況を踏まえ、基本目標・基本方針・具体的施策を定め、計画的に取組を進めます。

### (1) ICTを活用した学びの充実

学習指導要領の着実な実施とICTの活用により、カリキュラム・マネジメント\*を充実させ、発達の段階に応じて、全ての子どもたちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現させることが必要です。

児童・生徒が学びを進めていく中で、問題解決のために学習用情報端末活用の有効性を感じ、解決のために適切なツールを選択・活用することができるよう、教科指導等のあらゆる場面において、対面指導とICTを活用した指導を組み合わせた新しい学びを充実させていく必要があります。

### (2) ICTを活用した教員の指導力の向上と学校サポートの充実

区では、ICTを活用した授業に係る指導内容等を検討するためICT活用推進委員会\*を設置し、各学校に1名配置しているICT活用推進リーダー\*（教員）が「目黒区立学校 教員のICT活用能力向上プラン」\*に基づき、各学校において研修を企画・運営し、各教員のICT活用能力の向上を図る取組を進めているところですが、児童・生徒に1人1台学習用情報端末が貸与され、指導方法が大きく変化していくことが予想されることから、職層に合わせた研修や校内研修の充実・実施によるICTを活用した教員の指導力の向上が必要です。

また、ICT機器の操作の習得やICTを活用した授業改善、機器の管理業務等の業務により、教員の負担は増加していることから、ICT支援人材の適切な配置や保守委託事業者との適切な業務分担等により、学校のサポート体制の充実を図る必要があります。

### (3) 校務におけるICT活用の推進

校務のICT化を進めることは、教員が学校運営や学級経営に必要な情報や児童・生徒の状況等の一元的な管理・共有が可能となり、事務作業の低減につながります。

現在、区では教員1人1台の校務用パソコンの整備を実施し、全ての教員が指導要録\*・出席簿・通知表などを校務系システム\*により作成するなど、ICTを活用して校務事務の効率化を図っています。

今後も、学校における校務の負担軽減を目的としたICTの活用を推進することにより、教員が児童・生徒と向き合うことができる時間を確保し、教育の質的向上につなげていくことが重要です。

また、働きやすい職場づくりのため、保護者との情報共有や教員の多様な働き方への対応についても、ICTを活用した新たな仕組みの導入を検討する必要があります。

#### (4) 学校のICT環境の充実とシステムの最適化

社会全体のデジタル化、デジタルトランスフォーメーション（DX）\*が加速していく大きな潮流の中で、学校教育の基盤としてもICTは必要不可欠なものとなっています。

区では、これまで「平成30（2018）年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」を踏まえ、電子黒板\*機能付き大型提示装置（プロジェクター）の設置や無線LAN整備などを計画的に進めてきましたが、教員や児童・生徒が日常的にストレスなくICTを活用することができるよう、学校の通信ネットワーク環境の改善、デジタル教科書を含むソフトウェアの充実などさらなる取組が必要です。

また、学校のICT環境整備は、一定の財政負担等が伴うため、国の方針に基づき、校務系システム及び学習系システム\*の双方において、クラウドサービス\*の活用を前提としたネットワーク構成に移行することによって学校のシステム全体の最適化を図り、計画的かつ効果的に整備を進めていく必要があります。

#### (5) 教育情報セキュリティの確保

情報セキュリティの確保は、学校において安全・安心にICTを活用できるようにするために不可欠な条件です。

これまでの情報セキュリティ対策は、校務系システムなどのハード面における技術的な対策を重点的に行ってきましたが、日常的にICTを活用する教員及び児童・生徒の情報セキュリティに関する知識・意識の向上を図る取組を継続的に実施し、ハード・ソフト両面から情報セキュリティ対策をさらに強化していく必要があります。

また、ICT環境は常に進歩を遂げていることから、国の動向や、技術的な進展等を踏まえつつ、情報セキュリティに関する規程や取組については、時代に則したICT環境を安全・安心かつ十分に活用することを目的とし、随時見直しを行う必要があります。

#### (6) 保護者・地域との連携

児童・生徒の情報活用能力の育成や情報モラル教育の充実に際し、文部科学省は「教育の情報化に関する手引」（令和元（2019）年12月）において保護者・地域との連携の重要性を示しています。

児童・生徒が学習用情報端末等を通じたインターネット上のトラブルに関わったり、巻き込まれたりしないよう、守るべきルール・マナー、危険から身を守るための注意事項などの情報モラル教育に取り組んでいく必要があります。保護者には、学習用情報端末の有効性と合わせて、情報モラル教育の必要性について理解・啓発を図り、学習用情報端末の使い方によってはトラブルの加害者にも被害者にもなりうるという危機感を学校と保護者で共有することが重要です。

低年齢の児童ほど危険に対処する力が低く、被害に遭う可能性が高いことや、児童・生徒を守るために学習用情報端末にはWebフィルタリング等の機能制限をしていること、学習用情報端末等を使用する際の「家庭のルール」を児童・生徒と話し合い、約束することの重要性について、家庭に対し説明していく必要があります。

学校で行っている情報モラル等の指導内容を周知するとともに、学校での指導には限界があり家庭や地域からの指導が不可欠であることや、指導や啓発における学校と保護者との役割分



担について丁寧に説明し、理解を得ることが必要であり、加えて地域のNPOや携帯電話事業者、警察などの出前講座を利用することが効果的であることから、学校・家庭・地域の三者で一体的に見童・生徒の育成を図ることが大切です。

また、児童・生徒の学びを保障するという観点からの取組についても、保護者の協力が必要不可欠になります。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から学校が臨時休業となった場合にICTを活用したオンラインによる授業内容の配信や課題の配付等を実施する際の、低学年児童への学習用情報端末操作支援や、学習用情報端末を活用した不登校児童・生徒に対する学習支援など、保護者の協力が必要な場面があることをあらかじめ説明しておく必要があります。

## 【参考】教員アンケートの実施

学校現場の意見・要望・課題の把握するため、ICT活用推進リーダーを対象にアンケートを実施した。

### ■実施概要

- 目的：学校現場の意見・要望・課題の把握及び今後の事業参考資料
- 対象者：各校学校ICT活用推進リーダー（31名）
- 開催期間：令和3（2021）年8月4日から9月3日
- 調査方法：Googleフォームを用いた質問票によるアンケート調査

### 教員アンケート 回答一部抜粋

#### <校内研修について>

受け持ち学年によって教員の情報活用能力に差がある、研修時間の確保が難しく、効果的な研修を実施することが困難。



#### <運用面について>

iPadのアプリの制限や、運用ルールが細かくて不便。もっと柔軟に使わせてほしい。

#### <ICT環境面について>

校務・学習に使えるソフトが少ない、校内ネットワークが遅い、iPadには協働学習ツールを導入してほしい。



#### <働き方改革について>

ICT担当教員の負担が大きい、校務系・教育系・学習用情報端末のデータ連携ができないことが教員の負担、ペーパーレス化が進まない。

### 1 プランの目標

学習指導要領や「令和の日本型学校教育」の考え方を踏まえ、「めぐろ学校教育プラン」で目指す子ども像〈21世紀をたくましく生きる人間性豊かなめぐろの子ども〉・学校像〈魅力と活力にあふれ、信頼される学校〉や「目黒区版 GIGAスクール構想イメージ」の実現に向けて、本プランの目標を「児童・生徒」、「教員」、「働き方改革（校務の効率化）」、「ICT環境整備（セキュリティを含む）」の4つの視点から設定し、そのための施策の基本方針と具体的な施策を定めます。

#### 児童・生徒の視点

**目標1** ICTを活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現による新しい時代に必要となる資質・能力の向上

#### 教員の視点

**目標2** 教員のICT活用指導力の向上

#### 働き方改革の視点

**目標3** 校務の情報化の推進による教育活動の質の改善

#### ICT環境整備の視点

**目標4** 安全・安心にいつでも使えるICT環境の整備

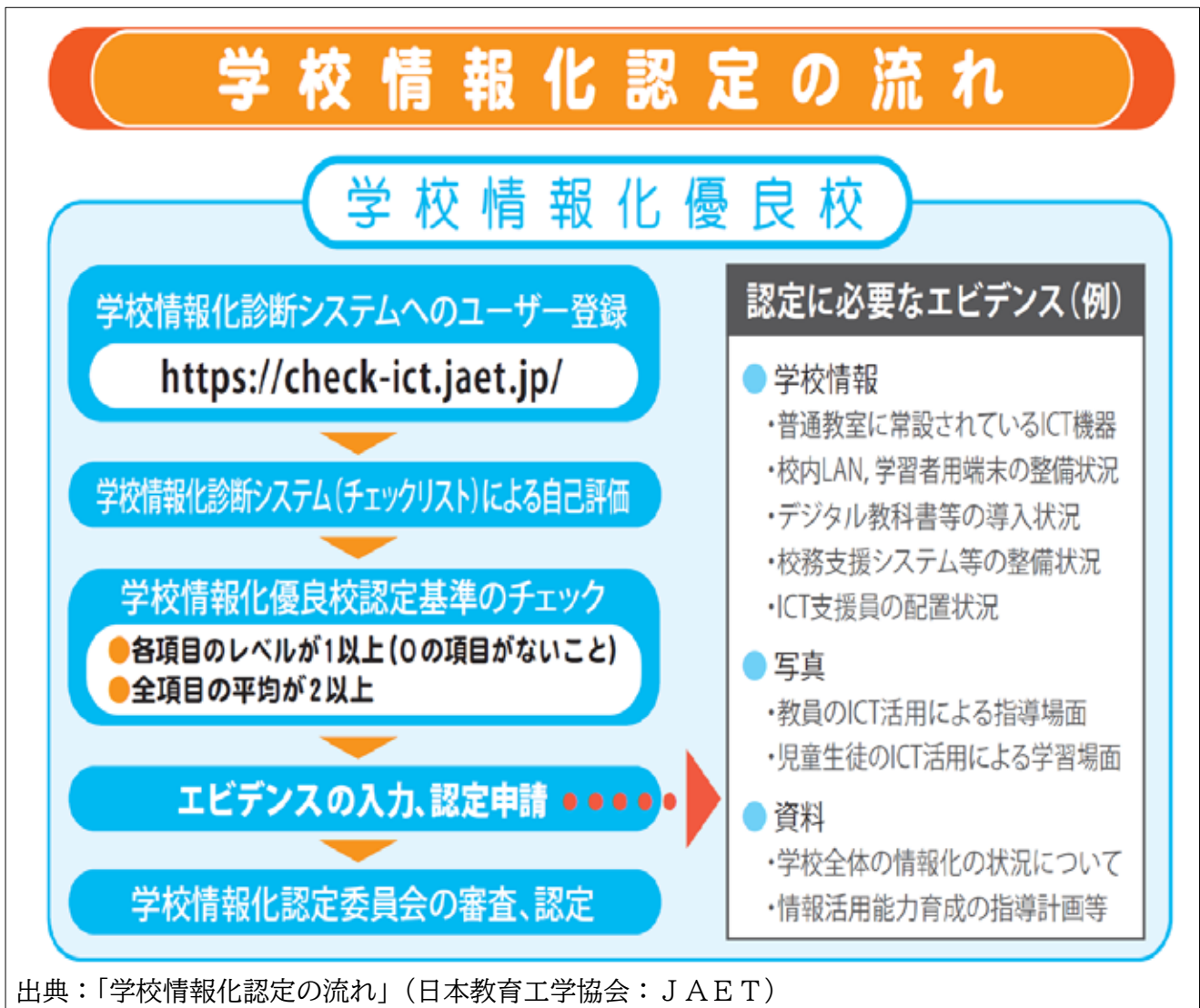


## 2 目標に対する成果の確認

各目標・基本方針に基づく具体的施策の進捗状況については、毎年度調査を実施し、進捗状況を確認の上、教育委員会に報告を行います。

また、学校における教育の情報化を総合的に推進し、その成果を確認するために文部科学省後援の「学校情報化認定制度」（日本教育工学協会（J A E T）主催）を活用し、客観的なエビデンス\*に基づく自己評価・認定申請を行い、全ての区立小・中学校で学校情報化優良校の認定を取得することを目指します。

図表10 学校情報化認定の流れ（学校情報化認定制度）



### 3 プランの基本方針

本プランの4つの目標を達成するために、以下の8つの基本方針を掲げます。

#### 基本方針1 情報活用能力の育成

急速な情報化やグローバル化が進展する社会の中では、情報を主体的に選択し活用するために必要な情報活用能力を発達段階に応じて、各教科等の学習活動を通じて体系的に育成することが重要です。

文部科学省は、児童・生徒の情報活用能力の育成については、①「情報活用の実践力」、②「情報の科学的な理解」、③「情報社会に参画する態度」の3つ観点を相互に関連付けバランスよく育成することが必要であるとしています。

また、学習指導要領では、情報活用能力（プログラミング的思考や情報モラルを含む。）を、言語能力や問題発見・解決能力と同様に、学習の基盤となる資質・能力として位置付けています。情報活用能力の育成においては、ICTの活用を通して「個別最適な学び」と「協働的な学び」それぞれの学びを一体的に充実させ、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行い、適切な情報手段を活用した学習活動の充実を図ることや、各学校のカリキュラム・マネジメントにおいても、教科等横断的な視点からの教育課程の編成を行うことが求められています。

さらに、デジタル教科書等教材の充実を図るとともに、児童・生徒の発達段階に応じた情報教育に関する指導指針を策定し、実践します。

#### 基本方針2 支援を要する児童・生徒へのICTを活用した学びの充実

学習指導要領においては、指導方法や指導体制の工夫改善により、指導の個別化や学習の個性化を図り、個に応じた学習の充実が求められています。

また、児童・生徒の個々の特性、不登校、貧困等の実態に対応し、児童・生徒一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸ばしていく学びの充実が求められています。

適切なICTを活用し、児童・生徒一人ひとりの教育的な課題やニーズに合わせた授業・学習を実現します。

#### 基本方針3 ICTを活用した指導力の向上

学校におけるICT活用を進めていく上では、ICT環境を充実させていくこととともに、教員のICT活用した指導力を向上させていくことが非常に重要です。

文部科学省は、学習指導要領の実施に当たり、情報活用能力の育成のため、教科等の指導におけるICT活用の事例を示すなど具体的な取組の参考とするため「教育の情報化に関する手引き」（令和元（2019）年12月）を改定しました。

また、ICTを活用した指導力向上に向けた研修プログラム作成のための調査研究などに取り組んできたところであり、教職員支援機構\*における学校教育の情報化指導者養成研修\*などを通じて、引き続き教員のICT活用指導力の向上を図ることとしています。

区においても教育開発指定校\*における研究や職層等の段階に応じた研修の充実等を通して、教員のICTを活用した指導力のさらなる向上を図っていきます。

#### 基本方針4 学校サポート体制の充実

GIGAスクール構想に基づき、児童・生徒1人1台の学習用情報端末整備等のICT環境の整備や活用を進める一方で、学校現場では、ICT機器の操作の習得やICTを活用した授業改善、機器の管理業務等の業務により、教員の負担は増加しています。

また、学習や校務など様々な場面におけるICTの活用に関する専門的な知識を有する人材が不足していることが課題として挙げられています。

教員が困った時にすぐに相談ができ、安心して指導できる環境づくりが求められており、学校のICT活用の推進に当たっては、教員の負担や不安を軽減するサポートの充実が重要となります。

区では、学校ICT環境を最大限活用されるよう、学校のサポート体制の充実に取り組んでいきます。

#### 基本方針5 校務事務の情報化の推進

新しい時代に求められる子どもたちの資質・能力をはぐくむには、教員が子どもと向き合う時間を創出し、授業準備や教材研究の時間を確保するとともに、これまで以上に自ら学び、幅広い経験や自己研鑽を積む必要があります。

校務事務の情報化の推進は、学校における校務の負担軽減を図り、教員が子どもたちと向き合う時間や教員同士が指導方法について検討し合う時間を増やすことにつながるものと期待されています。

区においても、校務の情報化を推進し、校務処理の効率化や教員の事務負担の軽減に取り組んでいきます。

#### 基本方針6 働き方改革の推進

教員の業務は、学習指導要領に沿った児童・生徒の資質・能力の育成、社会状況の変化によって学校が抱える課題の複雑化・困難化、授業外の生徒指導や部活動、保護者や地域との連携等、多岐にわたっており、教員勤務実態調査（文部科学省実施）によると、教員の長時間にわたる勤務実態が明らかとなっています。

区では、学校における「働き方改革」を推進するため、学校徴収金管理システムや教職員出勤管理システムの導入・運用を通して、改めて関連する業務の見直しを図るとともに、教員のライフステージに合わせた多様な働き方に対応できるテレワーク\*環境の整備についても検討を進めます。

#### 基本方針7 新しい時代の学びを支えるICT環境整備

児童・生徒の情報活用能力の育成や分かりやすい授業を実現するためには、教員・児童・生徒が「いつでも」「どこでも」「だれとでも」安全に使用できるICT環境が必要となります。

区でも、教員・児童・生徒が、様々な学習場面において、ICTが十分に活用できるよう、ICT環境の整備を進めていきます。

また、今後、教育委員会では中学校の統合や老朽化した学校施設を計画的に更新していくことから、ICT環境の整備に当たっては、学校統合・学校施設更新関係所管課と綿密な連携を図り、効果的・効率的な整備を進めていきます。

## 基本方針8 情報セキュリティの向上

教育の情報化を推進していくためには、学校現場におけるハード面・ソフト面の両面における情報セキュリティの向上が必要です。

区では、「教育情報セキュリティ対策基準」\*に則り、情報セキュリティの技術的な対策を進めていくだけでなく、児童・生徒の情報モラルの育成や教員研修の充実、学校情報セキュリティ監査の実施等の取組を通して、継続的に学校の情報セキュリティの向上を図っていきます。

## 第4章 MEGUROスマートスクール・アクションプランの体系と具体的施策

### 1 プランの体系

目標1 ICTを活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現による新しい時代に必要となる資質・能力の向上		
基本方針	具体的施策	頁
1 情報活用能力の育成	① 発達段階に応じたICTを活用した学習の推進	24
	② デジタル教科書・教材の充実	25
	③ 情報モラル教育の推進	26
	④ 体系化されたプログラミング教育の実施	28
	⑤ 情報活用能力をはぐくむカリキュラム・マネジメントの実施	29
	⑥ 先端技術の効果的な学習への活用	30
2 支援を要する児童・生徒へのICTを活用した学びの充実	⑦ 特別支援教育等へのICT活用の推進	31
	⑧ 学校へ通うことが困難な児童・生徒への学びの保障	32
目標2 教員のICT活用指導力の向上		
基本方針	具体的施策	頁
3 ICTを活用した指導力の向上	⑨ 教員向け研修の拡充	33
	⑩ 教科指導におけるICT活用の推進	34
4 学校サポート体制の充実	⑪ 学校サポート体制の充実	36
目標3 校務の情報化の推進による教育活動の質の改善		
基本方針	具体的施策	頁
5 校務事務の情報化の推進	⑫ 教材データの共有化	37
	⑬ 学校・園と保護者等間における連絡手段のデジタル化の推進	38
	⑭ 学校徴収金管理システムの導入	39
6 働き方改革の推進	⑮ 教職員出退勤管理システムによる教職員の勤務時間の実態把握	40
	⑯ 幼稚園・こども園におけるICTを活用した園務改善	41
	⑰ 多様な働き方への対応	42
	⑱ 会議・研修等のオンライン化の推進	43



目標4 安全・安心にいつでも使えるICT環境の整備		
基本方針	具体的施策	頁
7 新しい時代の学びを支えるICT環境整備	⑱ 児童・生徒1人1台学習用情報端末の更新等	44
	⑳ 学校のICT環境整備の推進	45
	㉑ 通信ネットワークの最適化	46
	㉒ 効果的・効率的なICT環境の整備	47
	㉓ 学習系・校務系システムの最適化	48
8 情報セキュリティの向上	㉔ 情報セキュリティ対策の実施	49

## 2 具体的施策

本プランに掲げる4つの目標を実現するため、8つの基本方針に基づき、24の具体的施策に取り組みます。

凡例)

【目標2】 教員のICT活用指導力の向上	欄外:目標
基本方針4 学校サポート体制の充実	上段:基本方針
具体的施策11 学校サポート体制の充実	下段:具体的施策

【現状及び取組の必要性】	区の現状及び課題
<p>文部科学省は、学校におけるICT活用を推進するためには、教員の業務負担が増加しないよう外部専門スタッフの活用も含めた対応を講じる必要があるとしています。</p> <p>-中略-</p>	

【目指す姿】	具体的施策ごとの目標
<p>システム保守事業者・ICT支援人材、ヘルプデスク等を一体的となった運用体制を整え学校のサポート体制を充実させ、教員の負担を軽減します。</p>	

【実施内容】	具体的な実施内容
<p>■学校サポート体制の充実</p> <p>学校におけるICT活用を推進していくためには、システム保守事業者・ICT支援人材、ヘルプデスク等を一体的となった運用体制を整えていきます。</p> <p>-中略-</p>	

						実施スケジュール
実施内容		令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
■学校サポート体制の 充実	全小・中学校・ 園、教育指導課、					
	学校ICT課					

【担当所管課】 ○教育指導課、学校ICT課	○印がメイン担当
-----------------------	----------

基本方針1 情報活用能力の育成
具体的施策1 発達段階に応じたICTを活用した学習の推進

**【現状及び取組の必要性】**

区では、令和3（2021）年2月から、児童・生徒に対して1人1台の学習用情報端末を貸与し、各学校において、1日に最低1回は学習用情報端末を活用した学習を進めるよう指導しています。

発達段階に応じた児童・生徒の情報活用能力を計画的に育成するため、教育委員会と学校が指導におけるICT活用のビジョンを共有し、区共通の情報活用能力の系統的な指導計画\*に基づいた指導・育成を行う必要があります。

また、今後ICTを活用した教育を推進していくためには、保護者や地域の方々の理解や協力が不可欠なことから、授業公開等を通じて、情報共有を図る必要があります。

**【目指す姿】**

全ての児童・生徒が発達段階に応じた情報活用能力を身に付け、学習用情報端末を「文房具」のように使いこなせるようICTを活用した学習を推進します。

**【実施内容】**

■「目黒区 学習用情報端末活用スキル ステップアップシート」の周知・活用

ICT活用推進委員会及びブロック連絡会\*において、令和3（2021）年度に策定した「目黒区 学習用情報端末活用スキル ステップアップシート」の各校への周知・活用を進めます。

■効果的な指導実践事例の定期的な情報発信

ICT活用推進委員会や各教科専門部会\*において、ICTを活用した指導方法等の研究を行い、各教科指導における効果的な指導実践事例を、定期的に情報発信していきます。

■授業公開等を通じた保護者や地域との情報共有

授業公開等の機会を設定し、ICTを活用した授業や学びについて、保護者や地域の方々の理解・協力情報の発信やコミュニケーションを促進します。また、学校ホームページや学校だよりを活用して積極的に学校情報を発信・共有します。

実施内容		令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
		(2022)年度	(2023)年度	(2024)年度	(2025)年度	(2026)年度
■「目黒区 学習用情報端末活用スキル ステップアップシート」の周知・活用	全小・中学校	周知・活用				
	全小・中学校	定期的に情報発信				
■授業公開等を通じた保護者や地域との情報共有	全小・中学校	授業公開等を通じた情報発信・共有				

【担当所管課】○教育指導課

基本方針1 情報活用能力の育成
具体的施策2 デジタル教科書・教材の充実

【現状及び取組の必要性】

児童・生徒1人1台の学習用情報端末の整備に合わせて、デジタル教科書・教材などの良質なデジタルコンテンツを活用し、ICTを効果的に学習活動に活かすことが必要です。

現在、指導者用デジタル教科書については、各教科において活用している状況ですが、学習者用デジタル教科書は、文部科学省が令和6（2024）年度からの本格導入に向けてデジタル教科書の効果や影響等について検証を行う実証研究事業を実施しており目黒区も参加しています。

加えて、区で児童・生徒1人1台に貸与されている学習用情報端末は、学習に効果的なアプリケーション\*を利用することができるため、各教科や児童・生徒一人ひとりの学習に合わせる等、必要なアプリケーションを導入していく必要があります。

また、協働学習の場面では学習用情報端末や電子黒板等を活用し、教室内の授業や他地域・海外の学校との交流学习において子ども同士による意見交換、発表などお互いを高めあう学びを通じて、思考力、判断力、表現力などを育成することが可能となります。

デジタル教科書・教材は、これまで紙で提供されてきた教科書や教材がデジタル化され、大型提示装置や児童・生徒1人1台の学習用情報端末等で活用できるようになり、動画やオンラインによる遠隔教育等のデジタルならではの多様な表現により、「個別最適な学び」や「協働的な学び」の実現が可能となることから、デジタル教科書・教材などの良質なデジタルコンテンツを選定し、積極的に導入を進める必要があります。

【目指す姿】

良質なデジタル教科書・教材の導入・活用を進め、児童・生徒の情報活用能力を育成します。

【実施内容】

■デジタル教科書の充実（学習者用）

文部科学省の学習者用デジタル教科書の効果・影響等の実証研究の成果を踏まえ、学習者用デジタル教科書を充実させます。

■良質なデジタルコンテンツ・アプリケーションの充実

各教科部会や学校等の意見を踏まえ、学習上必要となる良質なデジタルコンテンツ・アプリケーションを充実させます。

実施内容		令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
■デジタル教科書の充実 (学習者用)	教育指導課	検証・導入検討		小学校導入(令和6(2024)年度)・活用 中学校導入(令和7(2025)年度)・活用		
■良質なデジタルコンテンツ・アプリケーションの充実	全小・中学校	検証・検討・順次導入				

【担当所管課】○教育指導課

基本方針1 情報活用能力の育成
具体的施策3 情報モラル教育の推進

**【現状及び取組の必要性】**

スマートフォンやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）\*が子どもたちにも急速に普及する中で、児童・生徒が自他の権利を尊重し、情報社会での行動に責任をもつとともに、犯罪被害を含む危険を回避し、情報を正しく安全に利用できるようにするために、学校における情報モラル教育は極めて重要です。

さらに、児童・生徒に1人1台に学習用情報端末が貸与され、「いつでも」「どこでも」「だれとでも」学習で活用できる環境を踏まえ、発達段階に応じた知識や態度の育成のため、情報モラル教育の充実が喫緊の課題となっています。

また、第3期教育振興基本計画においては、情報モラル教育の一環として、学校・家庭・地域が連携し、児童・生徒が主体的に情報機器を適切に利用できる取組を促進することが求められています。

**【目指す姿】**

児童・生徒一人ひとりが、情報社会の中で、必要な知識を獲得し、正しい判断や態度をもって行動できるよう学校・保護者・地域の共通した理解・連携の下で情報モラル教育を推進します。

**【実施内容】**

■情報モラル研修の実施

教員が児童・生徒に対して情報モラル教育を実施するため、毎年度、教員に対して情報モラルに係る悉皆研修を実施します。

■情報モラル教育の実施

「目黒区立小・中学校 情報モラル教育モデルカリキュラム」に基づき、引き続き、道徳科や各教科の指導を通して、学習用情報端末を使用する際のルールやインターネット活用の留意点等、発達段階に応じた情報モラル教育を実施します。

■学習用情報端末使用に係る健康面への指導

「目黒区立学校 学習用情報端末「iPad」使用ルール」に基づき、児童・生徒1人1台の学習用情報端末の利用について、正しい姿勢や20分毎に目を休ませる等、健康面への配慮について指導します。

■情報端末等の使用に関する指針の活用

「目黒区児童・生徒の情報端末等の使用に関する指針」に基づき、学校と家庭が連携し、児童・生徒が学習用情報端末等を適切に使用できるように指導します。

■保護者等への理解促進

各学校において、実施される授業参観や保護者会等の場や学校ホームページ等を活用し、保護者・地域へ学校の情報モラル教育の取組を紹介するなど理解促進に努めます。



実施内容		令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
		(2022)年度	(2023)年度	(2024)年度	(2025)年度	(2026)年度
■情報モラル研修の実施	全小・ 中学校	実施				
■情報モラル教育の実施	全小・ 中学校	実施				
■学習用情報端末使用に係る健康面への指導	全小・ 中学校	実施				
■情報端末等の使用に関する指針の活用	全小・ 中学校	実施				
■保護者等への理解促進	全小・ 中学校	適切な情報提供による理解促進				

【担当所管課】○教育指導課

図表11 目黒区立学校 学習用情報端末「iPad」使用ルール

めぐろくりつがっこう がくしゅうようじょうほうたんまつ アイパッド しょう  
**目黒区立学校 学習用情報端末「iPad」使用ルール**

<p>① 家に持ち帰った時は、充電しましょう。(充電が足りないと使いたい時に使えません。)</p> 	<p>② 自分のiPadを自分で使しましょう。(人に貸さない、使わせない。)</p> 	<p>③ iPadの上には重いものはのせないようにしましょう。(重みで壊れてしまいます。)</p> 	<p>④ iPadを持っているときは、歩こう。(走ると落として壊れてしまいます。)</p> 
<p>⑤ iPadは、安全な場所に置きましょう。(床や地面に置くと、ふまれたりして危険です。)</p> 	<p>⑥ iPadは、水場には持って行かないようにしましょう。(水にぬれると壊れてしまいます。)</p> 	<p>⑦ iPadは、太陽の光が当たるところや温度の高い場所に置かないようにしましょう。(光や高温で壊れてしまいます。)</p> 	<p>⑧ iPadの画面をペンや鉛筆でふれたり、落書きしたりしないようにしましょう。(画面が壊れて見えなくなってしまいます。)</p> 
<p>⑨ iPadに磁石を近づけないようにしましょう。(機械がおかしくなって壊れてしまいます。)</p> 	<p>⑩ 壊れたり、なくなったりしたら、すぐに、先生に相談しましょう。(相談が遅くなると修理などができなくなったりします。)</p> 	<p>⑪ パスコードを何度もまちがえて、使えなくなったら先生にすぐに相談しましょう。(6けたのパスコードは早く覚えよう。)</p> 	<p>⑫ 学校で、使わない時は、充電保管庫で充電しておきましょう。(充電が足りないと使いたい時に使えません。)</p> 
<p>⑬ 使ってよい時間や、持って行ってよい場所など、先生の指示や約束を守りましょう。</p> 	<p>⑭ 自分やだれかの個人情報(名前、住所、電話番号、メールアドレスなど)をインターネットにかきこんだり、データとして保存したりしないようにしましょう。</p> 	<p>⑮ 写真撮影や音、映像を録音・録画する際は、相手や先生の許可を得てから行いましょう。</p> 	<p>⑯ iPad(アイパッド)を使って、人を傷付けたり、人が見たときにいやな気持ちになるような表現は行わないようにしましょう。</p> 
<p>⑰ 人の作品や表現を勝手にまねしたり、使ったりせず、許可をとったり、出典を明らかにしたりしましょう。</p> 	<p>⑱ インターネットやアプリケーションを使っている時に出てくる広告をタップしないようにしましょう。</p> 	<p>⑲ 正しい姿勢で、画面から30cmから30cmの位置は顔を離して使いましょう。</p> 	<p>⑳ 20分に1度は遠く景色を20秒間ほど見るなどして目を休ませて使いましょう。</p> 



基本方針1 情報活用能力の育成
具体的施策4 体系化されたプログラミング教育の実施

**【現状及び取組の必要性】**

学習指導要領総則において、「プログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動」を「各教科等の特質に応じて」、「計画的に実施すること」が明記され、小学校でもプログラミング教育が全面実施となり、区でも、プログラミング教育推進校での実践研究の共有等や教員向けのプログラミング研修を実施し、着実に取組を進めているところです。

今後、プログラミング教材の充実や教員向けの研修の拡充を通して、発達段階に応じた体系化されたプログラミング教育を推進する必要があります。

**【目指す姿】**

「プログラミング教育モデルカリキュラム」を改定し、区立全小・中学校において、発達段階に応じた体系化されたプログラミング教育を実施することにより、児童・生徒のプログラミング的思考の育成を図ります。

**【実施内容】**

■プログラミング教育の実施

共通：総合的な学習、理科や算数等の教材を用いたプログラミング的思考の育成

小学校：算数科におけるプログラミング学習（第5学年）

理科におけるプログラミング学習の実施（6年生）

中学校：技術科・家庭科の技術分野のプログラミング学習の実施

■プログラミング研修の実施

プログラミング教育推進に向けて、教員向けプログラミング研修を教育課題別研修として実施します。

■「プログラミング教育モデルカリキュラム」の改定

「情報活用能力#東京モデル」\*やプログラミング教育の実践を踏まえ、「プログラミング教育モデルカリキュラム」を改定し、系統的かつ効果的に指導を実践し、プログラミング的思考の育成を図ります。

実施内容		令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
		(2022) 年度	(2023) 年度	(2024) 年度	(2025) 年度	(2026) 年度
■プログラミング教育の実施	全小・	実施				
	中学校					
■プログラミング研修の実施	全小・	実施				
	中学校					
■「プログラミング教育モデルカリキュラム」の改定	教育指導課	改定	周知・カリキュラムに沿った系統的な指導の実践			

【担当所管課】 ○教育指導課

**基本方針1 情報活用能力の育成**

**具体的施策5 情報活用能力をはぐくむカリキュラム・マネジメントの実施**

**【現状及び取組の必要性】**

文部科学省は「次世代の教育情報化推進事業（情報教育の推進等に関する調査研究）」を平成29（2017）年度から実施し、児童・生徒にはぐくむ情報活用能力を体系的に明確化し、教科等横断的な情報活用能力の育成に係るカリキュラム・マネジメントの在り方等について整理しました。

区においても、児童・生徒の情報能力を着実に育成していくために、各学校において策定される学校経営方針\*や指導計画において、ICT活用や情報教育についても考慮・反映がされたものとなるよう、教育委員会が積極的に学校に働きかけや支援を行っていく必要があります。

また、学校では、学校経営方針や指導計画を着実に実施し、校内の体制づくりや実践を通じた評価・改善を進め、体系化されたカリキュラム・マネジメントに努めていくとともに、学校ホームページや学校説明会等の機会を捉え、保護者や地域へ情報共有を行っていく必要があります。

**【目指す姿】**

各学校において策定される学校経営方針や指導計画を通して、ICT活用や情報教育について体系化されたカリキュラム・マネジメントに基づき、児童・生徒の情報能力を着実に育成します。

**【実施内容】**

**■情報活用能力をはぐくむカリキュラム・マネジメントの実施**

各学校で策定する学校経営方針や指導計画において、ICT活用や情報教育についても考慮・反映がされたものとなるよう、「目黒区 学習用情報端末活用スキル ステップアップシート」や効果的な実践事例集との定期的な発信を通して、教育委員会が積極的に学校に働きかけや支援を行っていきます。

各学校は、学校経営方針や指導計画の策定・実施・評価・見直しを行うとともに、学校ホームページや学校説明会等の機会を捉え、保護者や地域に対して情報教育への理解促進のため、情報共有を行います。

実施内容		令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
		(2022)年度	(2023)年度	(2024)年度	(2025)年度	(2026)年度
■情報活用能力をはぐくむカリキュラム・マネジメントの実施	全小・中学校	実施				

【担当所管課】 ○教育指導課

基本方針1 情報活用能力の育成  
 具体的施策6 先端技術の効果的な学習への活用

【現状及び取組の必要性】

文部科学省では、「新時代の学びを支える先端技術活用推進方策」\*（令和元（2019）年6月）を策定し、新しい時代に求められる教育の在り方や、教育現場でICT環境を基盤とした先端技術や教育ビッグデータを活用する意義と課題について整理するとともに、今後の取組方策がまとめられました。

区でも、一部の学校では、民間企業の協力を得てプログラミング教育の一環としてドローン\*を活用した授業を実施しています。

また、小学校第1学年から中学校第3学年までの全児童・生徒が各教科の知識・技能面の習熟・定着を図る家庭学習等においてeラーニング\*サービスを活用し、AIにより児童・生徒の学習履歴を分析し、苦手教科の把握、得意教科の伸長等、次の学びへのステップアップ教材等が提示され、児童・生徒が自身の学習傾向を確認しながら、自主的・主体的に学習を進めています。

このように学習において、先端技術や教育ビッグデータを活用することは、児童・生徒一人ひとりの成長の可視化や学びの動機付け、幅広い学びの充実、教員によるきめ細かい指導や支援の充実などにつながり、学びを変革していく大きな可能性があることから、積極的に導入を検討する必要があります。

導入の検討に当たっては、学習における様々な課題を分析し、その課題の解決を支援する技術の進展等を踏まえて適切に選択・導入することが重要となります。

【目指す姿】

先端技術や教育ビッグデータを積極的に学習へ活用し、児童・生徒の学習の幅を広げ、個別最適な学びや協働的な学びを実現します。

【実施内容】

■先端技術・教育ビッグデータの効果的な学習への活用

AIを活用した学習支援ツール\*、ドローン、3Dプリンタ\*、AR\*・VR\*などの様々な先端技術やeラーニングサービスによる学習履歴等の教育ビッグデータの学習活用について、民間企業等とも積極的に連携・協力を図りながら、導入の検討・検証を進めます。



実施内容		令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
■先端技術・教育ビッグデータの効果的な学習への活用	全小・中学校	検討・教育開発指定校等での実証・導入				

【担当所管課】 ○教育指導課

基本方針2 支援を要する児童・生徒へのICTを活用した学びの充実

具体的施策7 特別支援教育\*等へのICT活用の推進

【現状及び取組の必要性】

特別支援学級\*等に在籍する障害のある児童・生徒や外国籍・帰国等の理由により日本語の理解が十分でない児童・生徒等の指導上、特別な支援が必要な児童・生徒に対しては、その障害の状況や特性に応じて、児童・生徒一人ひとりの教育的な課題やニーズに合わせた適切なデジタル教材等のICTを活用することで、学習上又は生活上における様々な困難を軽減することが期待できます。

また、ICTは「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現し、全ての子どもたちの可能性を引き出す教育を実現するために不可欠のものであることから、ユニバーサルデザイン\*の観点からも、ICTの活用は大きな役割を果たすと考えられています。

【目指す姿】

ICTを活用し、児童・生徒一人ひとりの障害の状況や特性に応じた「個別最適な学び」を実現します。

【実施内容】

■特別な支援を要する児童・生徒に対しての効果的なICT活用の研究と実践

障害のある児童・生徒や外国籍・帰国等の理由により日本語の理解が十分でない児童・生徒等の指導上、特別な支援が必要な児童・生徒に対してICTを活用した効果的な指導方法の研究し、実践・見直しを行うとともに、必要となる教材・アプリ等の検討・導入を図ります。

■ユニバーサルデザインの視点からのICTを活用した授業づくりの推進

分かりやすい（ユニバーサルデザイン）授業の視点から、ICTを活用した授業づくりについて教育指導課訪問や1・2・3年次研修授業観察等を通して、教育指導課・教育支援課からの指導・助言を行います。

実施内容		令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
■特別な支援を要する児童・生徒に対しての効果的なICT活用の研究と実践	特別支援学級・教室等設置校	検証・実践・教材順次導入				
■ユニバーサルデザインの視点からのICTを活用した授業づくりの推進	全小・中学校	実施				

【担当所管課】○教育支援課、教育指導課

基本方針2 支援を要する児童・生徒へのICTを活用した学びの充実  
 具体的施策8 学校へ通うことが困難な児童・生徒への学びの保障

【現状及び取組の必要性】

様々な事情により、学校へ通うことが困難な児童・生徒に対して、学習機会を確保し、学びを保障することは非常に重要であり、特に不登校による学習等の遅れが、進路選択の妨げとなる場合もあることから、不登校児童・生徒の社会的な自立に向けての積極的な支援を行う必要があります。

区では、不登校の児童・生徒に対して、登校に向けた相談・支援を前提とし、各学校において学校内での別室指導やめぐろエミール学級などの学習の場を通して支援を行うとともに、eラーニングサービスによる自宅学習の支援、担任教員やスクールソーシャルワーカー\*等訪問支援を行っているところですが、ICTを活用した授業のオンライン配信や相談支援を実施することにより、学びの保障を行う必要があります。

また、感染症や災害等の発生に伴う学校休業等の際にも、授業のオンライン配信の実施等を通して学習機会を適切に確保する必要があります。

【目指す姿】

学校へ通うことが困難な児童・生徒への学習機会を適切に確保し、学びを保障します。

【実施内容】

■オンライン相談やオンライン学習の実施

対面で相談することの難しい児童・生徒に対して、各学校において児童・生徒や保護者の要望や相談に応じて、オンライン相談やオンライン学習を実施します。

■eラーニングサービスによる自宅学習支援

児童・生徒一人ひとりの進捗に合わせたeラーニングサービスによる自宅学習を支援します。

■オンライン授業の実施（学校休業等対応）

感染症や災害の発生等による学校休業等や様々な事情により学校に通うことが困難な児童・生徒に対して、ICTを活用した授業のオンライン配信や課題の配付により学びを保障します。

実施内容		令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
■オンライン相談やオンライン学習の実施	全小・ 中学校	実施				
■eラーニングサービスによる自宅学習支援	全小・ 中学校	実施				
■オンライン授業の実施（学校休業等対応）	全小・ 中学校	必要に応じて実施				

【担当所管課】○教育指導課、教育支援課



基本方針3 ICTを活用した指導力の向上

具体的施策9 教員向け研修の拡充

【現状及び取組の必要性】

全ての子どもたちの可能性を引き出し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現するためには、ICTの活用は必要不可欠であり、対面指導に加え、発達段階や目的に応じた遠隔・オンライン教育による指導の充実を図ることにより、双方の良さを最大限活かし、教育の質の向上を図る必要があります。

区の教員のICTを活用した指導力は、全国・東京都平均を上回り一定の水準を満たしている状況ですが、児童・生徒に1人1台の学習用情報端末が貸与され、指導方法が大きく変化していくことが予想されることから、さらなる研修の充実・指導力の向上が必要です。

また、学校現場において、教育の情報化を推進し、学校課題の解決にICTを有効的に活用していくためには、管理職がICT活用の有効性を理解し、リーダーシップを発揮し、校内体制づくりを進めることで、授業の改善や校務の両面でICTを最大限活用できるようことが求められています。

【目指す姿】

管理職の適切なマネジメントの下、教員一人ひとりがICTの有効性を理解し、様々な学習場面に応じて、ICTを効果的に活用した指導を行います。

【実施内容】

■新補転補の管理職向けの学校ICTマネジメント研修の実施

新補転補の管理職を対象とした学校におけるICTの活用・推進を行うための研修を実施し、管理職がリーダーシップを発揮して学校全体でICT活用を推進する体制を整えます。

■教員向けのICT活用研修の実施

教員のICT活用能力の実態や課題に応じて、研修回数・内容を拡充し、教員全体をICT活用指導力の向上を図ります。

■上級スキルアップ研修の実施

ICT活用推進リーダー等を講師として、ICT活用の上級スキルアップを目的とした質の高い研修を実施することにより、各学校への技術・知識の還元を図ります。

実施内容		令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
■新補転補の管理職向けの学校ICTマネジメント研修の実施	全小・中学校・園	実施				
■教員向けのICT活用研修の実施	全小・中学校・園	実施				
■上級スキルアップ研修の実施	対象教員	実施				

【担当所管課】 ○教育指導課

基本方針3 ICTを活用した指導力の向上

具体的施策10 教科指導におけるICT活用の推進

【現状及び取組の必要性】

教科指導において、ICTを適切な場面やタイミングにおいて効果的に活用することは、児童・生徒の学習に対する積極性や意欲を高めるとともに、写真、音声、動画等の多様なツールを取り入れることにより、学習内容がよりわかりやすく表現できる効果が期待できます。

区では、児童・生徒が「いつでも」「どこでも」「だれとでも」自分に合った方法で学習用情報端末を利用した学習を進め、学習指導要領の着実な実施とICTの活用により、情報活用能力を着実に育成できるよう「目黒区版 GIGAスクール構想イメージ」を掲げ、この構想に基づき、各学校においてICTを活用した指導を積極的に進めています。

また、各教科でICTを活用した授業の実践を促進し、その効果や課題の検証を行うため、区では、教育開発指定校を指定し、ICTを重点的に授業で活用するICT活用モデル校として位置付け、学識経験者等を招いた指導研修を通して、教科・領域の指導実践を積み重ね、その内容の検証を実施し、授業内容の改善・充実を図る必要があります。

加えて、ICTを活用した授業に係る指導内容等を検討するため、各学校のICT活用推進リーダーの代表者を委員としたICT活用推進委員会を定期的を開催し、委員は「目黒区立学校教員のICT活用能力向上プラン」に基づき、ICTを活用した指導方法等の好事例や課題等を共有することで、各学校の取組に還元する必要があります。

【目指す姿】

教員は、教育開発指定校の研究発表会等を通して、ICTを活用した効果的な教科・領域の指導実践について、区内外学校での研究成果を共有し、学習用情報端末を手段として「いつでも」「どこでも」「だれとでも」という視点を持ち、児童・生徒の学びをデザインします。

児童・生徒は、学びを進めていく中で、問題解決のために学習用情報端末活用の必要性を感じ、解決のために適切なツールを選択し、学習用情報端末を「文房具」のように活用します。

【実施内容】

■教育開発指定校における研究

令和3（2021）年度から、碑小学校を教育開発指定校とし、学識経験者等を招いた指導研修を通して、教科・領域の指導を実践し、研究成果を発表します。

■教科指導におけるICT活用授業の実践

各小・中学校の各教科指導において、学習目標やめあてに沿ったICTを活用した授業の実践を積極的に進めます。

■ICTに関する指導資料等の活用

ICT活用推進委員会で作成した「目黒区 授業改善の手引き～情報端末の利活用編～」等の指導資料を作成し、効果的な指導事例を共有することで、各学校のICTを活用した授業改善を推進します。

実施内容		令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
■教育開発指定校における研究	開発指 定校・ 各学校	研究発表	研究成果を各学校で実施			
■教科指導におけるICT活用 授業の実践	全小・ 中学校	実施				
■ICTに関する指導資料等の 活用	全小・ 中学校	実施				

【担当所管課】○教育指導課

どこでも：校外学習で利用



どこでも：体育館で利用



いつでも：様々な教科で利用



だれとでも：オンライン授業で利用

基本方針4 学校サポート体制の充実
具体的施策1-1 学校サポート体制の充実

【現状及び取組の必要性】

文部科学省は、学校におけるICT活用を推進するためには、教員の業務負担が増加しないよう外部専門スタッフの活用も含めた対応を講じる必要があるとしています。

現在、学校には、校務系システムや児童・生徒1人1台の学習用情報端末、大型提示装置など、多くのICT機器が整備されることで、操作の習得やICTを活用した授業改善、機器の授業準備やトラブル対応等の新たな業務が発生し、教員の負担の増加につながっています。

この状況を解消するために、区では、学校のICT推進を専門的にサポートするICT支援員や児童・生徒1人1台の学習用情報端末を定着・活用するためのGIGA支援員を配置して、教員と連携・協力しながら授業における効果的なICTの利活用を進めています。

合わせて、ICT機器の故障やトラブル等に即時に対応するヘルプデスクの設置も行っているところです。

教員の負担を軽減し、学校におけるICT活用を推進していくためには、システム保守事業者（ハード及びソフト面）・ICT支援人材（人材）、ヘルプデスク（サポート総合窓口）等を一体的となった運用体制を整えていくとともに、全小・中学校・園へのICT支援人材の訪問回数や各校の状況に合わせた支援内容の充実等を図る等、学校へのサポート体制の充実に取り組んでいく必要があります。

【目指す姿】

システム保守事業者・ICT支援人材、ヘルプデスク等を一体的となった運用体制を整え学校のサポート体制を充実させ、教員の負担を軽減します。

【実施内容】

■学校サポート体制の充実

学校におけるICT活用を推進していくためには、システム保守事業者・ICT支援人材、ヘルプデスク等を一体的となった運用体制を整えていきます。

また、全小・中学校・園へのICT支援人材の訪問回数を拡充し、各校の状況に合わせた支援内容の充実に取り組んでいきます。

実施内容		令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
■学校サポート体制の充実	全小・中学校・園、教育指導課、学校ICT課	運用体制の検討・充実				

【担当所管課】○教育指導課、学校ICT課



基本方針5 校務事務の情報化の推進

具体的施策12 教材データの共有化

【現状及び取組の必要性】

教員は、児童・生徒に分かりやすい授業を展開するため、教科部会を通じた教科ごとの研究や、教員間同士の情報連携を通して、学習の狙いを明確にしたよりよい指導案や学習教材作成に励んでいます。

現在、クラウドサービスの共有ドライブ機能を活用することにより、学校内だけではなく、全学校で教材、指導案、資料やコンテンツを共有できる環境が整っており、他の教員の優れた教材を自身の教材づくりの参考とすることで、教材の質が高まり、よりよい授業を行うことが可能となります。

また、教材等を共有することで教材作成の効率化が図られ、教員の負担軽減にもつながることが期待できます。

著作権等に配慮するとともに、共有ドライブ機能を活かし、学校間での教材等データの管理運用のルール策定を進め、教材等の共有化を推進していく必要があります。

【目指す姿】

教材等を区内学校間で共有することにより、教材作成の効率化と教員の負担軽減を実現し、全小・中学校でよりよい授業を実施します。

【実施内容】

■教材データの共有化

クラウドサービスの共有ドライブ機能を活用し、学校内だけではなく、全学校で教材等のデータを共有できるよう管理運用に関するルール策定を進めます。



実施内容	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
	■教材データの共有化 全小・中学校、 教育委員会	ルール 策定	教材データの共有化		

【担当所管課】○教育指導課

基本方針5 校務事務の情報化の推進

具体的施策13 学校・園と保護者等間における連絡手段のデジタル化の推進

【現状及び取組の必要性】

文部科学省から「学校が保護者等に求める押印の見直し及び学校・保護者等間における連絡手段のデジタル化の推進について（通知）」（令和2（2020）年10月）が発出され、押印の省略や学校・保護者等間における連絡手段のデジタル化を進めることは、迅速で正確な情報共有を実現するとともに、学校・保護者等双方の負担軽減にも大きく寄与するものであることから、早期に検討・実現を推進することが求められました。

区では、令和3（2021）年10月より、クラウドサービスを利用した学校・園と保護者間における双方向の連絡手段についてデジタル化を図ったところです。

迅速で正確な情報共有を実現するとともに、学校・保護者等双方の負担軽減するためには、利用者である保護者に対して周知徹底を図り、目的を共有化することで利用率を向上する必要があります。

また、連絡手段のデジタル化ツールを利用ができない保護者等については、各学校において家庭の状況に配慮しつつ、個別の対応を行うなど、適切な情報共有を行う必要があります。

【目指す姿】

学校・園と保護者等間における双方向の連絡手段についてデジタル化について、多くの保護者の方に理解・利用していただくことにより、迅速で正確な情報共有を実現するとともに、学校・保護者等双方の負担を軽減します。

【実施内容】

■学校・園と保護者等間における連絡手段のデジタル化の推進

利用者となる保護者の方に理解・利用していただくために、教育委員会と学校が連携し、簡易的な登録方法や利用方法・効果を周知することにより、利用率の向上を図ります。



実施内容		令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
■学校・園と保護者等間における連絡手段のデジタル化の推進	全小・中学校・園	運用	検討運用	システム更新	新システム運用	

【担当所管課】○学校ICT課、教育政策課、教育指導課、学校運営課

基本方針5 校務事務の情報化の推進
具体的施策14 学校徴収金管理システムの導入

【現状及び取組の必要性】

区立学校における学校徴収金業務（保護者負担の教材費・給食費等の収支管理）においては、教職員の負担軽減と会計事故防止の一層の徹底を図ることを目的として、学校徴収金の徴収・管理等一連の業務を一体的に管理できる機能を有するシステムを導入することとして、令和3（2021）年度から中学校で運用を開始し、令和4（2022）年度からは、小学校で運用を開始する予定です。

また、システムの導入を契機として、作業手順等の見直しによる学校徴収金業務の効率化を図るとともに、望ましい校務運営の観点から、作業分担の見直しを行うことで教職員の負担軽減を図る必要があります。

【目指す姿】

学校徴収金管理システムを導入し、作業手順等や作業分担を見直すことにより、教職員の負担軽減と会計事故防止の一層の徹底を図ります。

【実施内容】

■学校徴収金管理システムの導入及び運用

令和3（2021）年度から中学校で運用を開始、令和4（2022）年度から小学校で運用を開始します。運用を通して作業手順や実施手法を見直し、学校徴収金業務の効率化を図ります。

なお、システムの更新に当たっては、学校・園における教職員の負担軽減を推進する観点から、徴収金の効率的な徴収・管理の在り方について、関係所管と連携し、必要な検討を行っていきます。

■学校徴収金業務の作業分担の見直し

各校の運用実態を踏まえ、教職員それぞれの専門性が発揮される作業分担への見直しについて検討・実施します。

実施内容		令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
■学校徴収金管理システムの導入及び運用	全小・中学校	実施	検討	システム更新	次期システム運用	
■学校徴収金業務の作業分担の見直し	教育政策課	作業分担の検証・検討・見直し				

【担当所管課】○教育政策課

基本方針6 働き方改革の推進

具体的施策15 教職員出退勤管理システムによる教職員の勤務時間の実態把握

【現状及び取組の必要性】

教員が授業や授業準備等に集中し、教育の質を高められる環境を構築することは、新しい時代を生きる子どもたちに必要な資質・能力を高める教育を一層行っていくために必要不可欠であり、学校運営の持続可能性を高める観点からは、教員が疲労や心理的負担を過度に蓄積して心身の健康を損なうことのないよう、執務環境を整備し、限られた時間の中で最大限の効果を上げられるような働き方を進める必要があります。

区では、令和3（2021）年度より、小・中学校に教職員出退勤管理システムを導入し、各学校の勤務時間の把握を行っています。教育委員会では、管理職が教職員の勤務時間を適切に把握し、教職員一人ひとりがタイムマネジメント意識した勤務を行うことを促すとともに、保健指導等、教職員の健康確保に向けた取組を行うことにより、時間外在校等時間の縮減や健康管理の徹底について周知・啓発を行う必要があります。

【目指す姿】

管理職が教職員の勤務時間を適切に把握し、教職員一人ひとりがタイムマネジメントを意識した働き方を行うことにより、教材研究や授業時間等に集中し、児童・生徒と向き合う時間を確保します。

【実施内容】

■教職員の勤務時間の実態把握

教職員の勤務時間の実態について実態の把握を行い、管理職の業務改善等のマネジメントを促すとともに、教職員一人ひとりがタイムマネジメント意識した働き方を進め、各学校・園の働き方改革に関する取組の好事例については、学校・園間の共有を図ります。

■教職員の健康確保に向けた取組の実施

過重労働による健康障害防止対策として、保健指導等、教職員の健康確保に向けた取組を行うことにより、時間外在校等時間の縮減や健康管理の徹底について周知・啓発に努めます。

実施内容		令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
■教職員の勤務時間の実態把握	全小・中学校・園	運用・勤務時間の把握				
■教職員の健康確保に向けた取組の実施	教育指導課	実施				

【担当所管課】○教育指導課



基本方針6 働き方改革の推進  
 具体的施策16 幼稚園・こども園におけるICTを活用した園務改善

【現状及び取組の必要性】

幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割をもっており、幼稚園教育指導要領等に基づき、各園の創意工夫を活かした質の高い教育の実践が求められており、「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」を手掛かりとし、幼稚園・こども園と小・中学校がそれぞれの教育について理解を深めることで、見通しをもった連続性のある学びを実現することができます。

幼児教育の質の向上を図るためには、資質・能力をはぐくむための効果的な環境の在り方について検討を行う必要があります。幼児期は直接的・具体的な体験が重要であることを踏まえ、ICT等の特性や使用方法等を考慮した上で、幼児の直接的・具体的な体験をさらに豊かにするための工夫をしながら活用するとともに、幼稚園・こども園における業務のICT化を推進することにより、教員の負担軽減を図る必要があります。

【目指す姿】

幼稚園・こども園の業務のICT化を推進することで教員の負担軽減を図り、各園の創意工夫を活かした質の高い教育を実践します。

【実施内容】

■幼児教育におけるICTを活用した創意工夫ある教育の推進

「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」を手掛かりとし、幼稚園・こども園と小・中学校がそれぞれの教育について理解を深め、連続性のある学びにつなげていくため、幼児教育においても、発達段階に応じた様々な場面において、ICTを活用した創意工夫のある教育を進めていきます。

■園務におけるICT化の検討及び導入

園務業務負担軽減のため、出席簿・指導要録の作成、園児の登降園状況や教職員の勤務スケジュールの管理など園務業務におけるICT化により効率化・有効化できる業務を整理し、導入を進めます。

実施内容		令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
■幼児教育におけるICTを活用した創意工夫ある教育の推進	全園	機器整備	検証・検討・順次実施			
■園務におけるICT化の検討及び導入	教育指導課、学校ICT課、学校運営課、DX戦略課	業務の整理・システム検討		導入・運用		

【担当所管課】○学校運営課、教育指導課、学校ICT課、DX戦略課

基本方針6 働き方改革の推進  
 具体的施策17 多様な働き方への対応

【現状及び取組の必要性】

厚生労働省は、育児や介護等の働く人の置かれたそれぞれの状況に応じた多様で柔軟な働き方を自分で選択できる社会を実現し、働く人一人ひとりがよりよい将来の展望を持てるようにすることを目指して働き方改革を推進しています。

民間企業等では、時間外労働の削減、育児や介護と仕事の両立の一助となる等、労働者にとって仕事と生活の調和を図ることが可能となること、また、感染症や災害等の緊急時における業務継続の視点から、テレワークの導入が加速度的に進んでいます。

このような状況は、教育現場においても同様であり、教員の家庭と仕事の両立を支援し、教員が健康でやりがいをもって勤務できる環境を作っていくことが求められており、テレワークを導入する自治体も増加しています。

しかしながら、校務業務においては、児童・生徒の個人情報も多く取り扱っていることから、情報セキュリティを確保したシステム構築等や運用面でのルール策定を慎重に検討する必要があります。

※この取組は、教員の多様な働き方を推進するための取組です。

【目指す姿】

教員が時間や場所にとらわれず柔軟に業務ができるテレワーク環境を整備します。

【実施内容】

- テレワークで必要となる校務系システム業務の整理・分別  
 テレワークで必要となる校務系システム業務の整理・分別を行います。
- テレワークの運用方法・ルール策定  
 テレワークの運用方法、ルール等を策定します。
- 情報セキュリティを確保したテレワークシステムの検討  
 テレワークを実現するためには、大幅なシステム改修が必要となることから、次期校務系システム更改時に合わせて、情報セキュリティを確保したシステムの検討を行います。

実施内容		令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
■テレワークで必要となる校務系システム業務の整理・分別	教育指導課	校務業務の整理・分別		実施		
■テレワークの運用方法・ルール策定	教育指導課	検討	ルール策定	実施		
■情報セキュリティを確保したテレワークシステムの検討	学校ICT課	検討		システム導入・運用		

【担当所管課】○教育指導課、学校ICT課

基本方針6 働き方改革の推進

具体的施策18 会議・研修等のオンライン化の推進

【現状及び取組の必要性】

文部科学省が実施した教員勤務実態調査（平成28（2016）年度）においては、教員の厳しい勤務実態が明らかとなりました。これを受けて、文部科学省は、中央教育審議会において「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」（平成31（2019）年1月）を取りまとめ、区でも目黒区立学校（園）における働き方改革実行プログラム\*を策定し、取組を進めています。

学校・園における働き方改革の目的は、教員自身がこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに、日々の生活の質や人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を可能とすることです。

そのため、教員の働き方改革と学校の教育活動を充実させるための校・園長会や副校・園長会をはじめ、各種委員会、主任会等の各種会議への出席や教員の資質・能力及び専門性の向上のための各種職層研修や課題別研修、研究発表会等への参加を両立させる必要があります。

会議・研修等の回数や内容等を精選するとともに、開催方法は、積極的にオンラインやeラーニング開催を取り入れることにより、自校から会場への移動時間や移動に伴う労力の軽減を図る必要があります。

【目指す姿】

会議・研修等の回数や内容等を精選するとともに、開催方法として積極的にオンラインやeラーニング開催を取り入れ、教員の移動時間と移動に伴う負担の軽減と子どもと向き合う時間を創出します。

【実施内容】

■会議・研修等のオンライン・eラーニング開催

会議や研修の開催方法として、積極的にオンラインやeラーニング開催を取り入れます。

■ライセンスの調達

国、都、区のオンライン会議の動向を踏まえ、オンライン会議が可能となるよう、最適なライセンスの調達を行います。

実施内容		令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
■会議・研修等のオンライン・eラーニング開催	教育委員会	実施				
■ライセンスの調達	教育指導課	検討・順次実施				

【担当所管課】○教育指導課、学校ICT課

基本方針7 新しい時代の学びを支えるICT環境整備  
 具体的施策19 児童・生徒1人1台学習用情報端末の更新等

【現状及び取組の必要性】

区では、令和3（2021）年2月に区立全小・中学校児童・生徒1人1台の学習用情報端末を整備（リースによる調達）し、学校内外を問わず「いつでも」「どこでも」「だれとでも」学習等に活用できるようにするため、通信方法については、LTE通信を採用しました。

児童・生徒が安全・安心に学習に活用できるよう、Webフィルタリング\*の設定、アプリのダウンロードの制限など、学習用情報端末の利用制限を行っており、教員からは、児童・生徒の学習のため、発達段階に応じて学習用情報端末の制限や運用ルールの見直しを行っていく必要があるとの意見も上がっており、情報セキュリティを確保した上で、教員の負担軽減や児童・生徒の情報活用能力の育成に資するものとなるよう、学校現場の意見を踏まえ、見直しを行う必要があります。また、現行の学習用情報端末は、令和7（2025）年度にリース期間が満了することから、LTE通信料等のコストが過剰にならないよう、学習に必要な通信量について学習用情報端末の活用状況等から検証を行うほか、校内の通信環境と合わせて整理・検討を進めていきます。

学習用情報端末の選定に当たっては、現行機器で蓄積した学習データが継続して利用可能であることはもちろんのこと、小・中学校における多様な学習活動の実態や周辺機器の活用状況に加え、その時点でのICT技術の進歩等も勘案し、時代に則した最適な機器の選定を行います。

なお、国が検討を進めているBYOD\*（私用情報端末の自由持込）やBYAD\*（情報端末の指定購入）への移行の可能性についても、情報収集・確認しながら検討を行う必要があります。

【目指す姿】

学習用情報端末の制限や運用ルールの見直しを行っていくとともに、次期学習用情報端末の更新に向け調達及び保守運用コストに配慮した検討を行い、調達を行います。

【実施内容】

■学習用情報端末の設定・運用ルールの見直し

教員の負担軽減や児童・生徒の情報活用能力の育成に資するものとなるよう、学校現場の意見を踏まえ、情報セキュリティを確保した上で、設定や運用ルールの見直しを行います。

■児童・生徒1人1台学習用情報端末の更新

学習用情報端末更新に係る国及び他自治体の状況について情報収集し、更新に係る方向性を検討します。調達及び整備に関するスケジュールを作成し、スケジュールに基づいて業者選定及び調達等を行います。

実施内容		令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
■学習用情報端末の設定・運用ルールの見直し	学校ICT課、 教育指導課	実施				
■児童・生徒1人1台学習用情報端末の更新	学校ICT課	情報収集・課題整理・検討			実施	

【担当所管課】○学校ICT課、教育指導課



基本方針7 新しい時代の学びを支えるICT環境整備

具体的施策20 学校のICT環境整備の推進【実施計画事業】

【現状及び取組の必要性】

文部科学省は、令和2（2020）年度からの学習指導要領の実施を見据え、学校において最低限必要とされ、かつ優先的に整備すべきICT環境についての整備方針となる「平成30（2018）年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」（平成29（2017）年12月）を策定しており、区では当該方針の内容を踏まえた実施計画に基づき、区立小・中学校におけるICT環境の整備を順次行ってきました。

令和3（2021）年2月には、文部科学省のGIGAスクール構想に基づく児童・生徒1人1台の学習用情報端末の区立全小・中学校31校への整備が完了し、この端末の整備に伴って利活用の増大が見込まれる大型提示装置等のICT機器の整備拡充の実現が求められています。

今後のICT環境の整備に当たっては、教育活動における機能面の充実はもちろんのこと、1人1台の学習用情報端末とのハード・ソフト両面において親和性が高く、区の児童・生徒数増加に伴って毎年度実施している普通教室化工事や「目黒区学校施設更新計画」に基づく校舎改築に伴う移設作業等を想定した、可搬性に優れた大型提示装置を導入することとし、少人数学級指導や体育館、その他の教室における教育活動にも十分な数量の機器を各校に対して計画的かつ効果的に整備することが重要です。

【目指す姿】

区立全小・中学校において、GIGAスクール構想を前提としたICT機器（指導者用端末、大型提示装置等）を整備することにより、クラウドサービスの活用や遠隔・オンライン教育にも適合した学校のICT環境を実現します。

【実施内容】

■学校のICT環境整備の推進

実施計画に基づき、区立全小・中学校のICT機器（指導者用端末、大型提示装置等）を順次更新し、GIGAスクール構想を前提としたクラウドサービスの活用や遠隔・オンライン教育に適合したICT環境を整備します。

実施内容		令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
■学校のICT環境整備の推進	全小・ 中学校	業者 選定	実施計画に基づき機器更新			

【担当所管課】○学校ICT課

基本方針7 新しい時代の学びを支えるICT環境整備

具体的施策2-1 通信ネットワークの最適化【実施計画事業】

【現状及び取組の必要性】

文部科学省はGIGAスクール構想を掲げ、令和時代における学校のスタンダードとして、令和2（2020）年度中に児童・生徒1人1台の学習用情報端末の整備を目指すとともに、学校内の高速大容量のネットワーク環境（校内LAN）の整備を推進してきました。

区では、このGIGAスクール構想に基づき、令和3（2021）年2月に区立全小・中学校において、「いつでも」「どこでも」「だれとでも」学習に活用できるよう、LTE通信を採用して1人1台の学習用情報端末の整備を行いました。

今後は、学習用情報端末からWebサイトの閲覧だけでなく、各種クラウドサービスの活用が前提となることから、通信量の増大が続くことが予想されます。このため、快適な通信環境確保とコストの両面を勘案し、LTE通信と従来の校内LANとの併用を視野に入れ、老朽化が進む校内LANの再構築はもちろんのこと、学校外とつなぐネットワークの高速大容量化を図る必要があります。

また、学校は災害時における地域の避難所として位置付けられており、避難者に正確な災害情報等を提供する観点を含め、ネットワーク環境の拡張性についても合わせて検討を行う必要があります。

【目指す姿】

児童・生徒・教職員が快適かつ安定的にネットワークを使用できるよう、老朽化が進む校内LANを再構築するとともに、高速なインターネット通信サービスを導入し、学校の通信ネットワークの最適化を図ることにより、クラウドサービスの活用や遠隔・オンライン教育を推進します。

【実施内容】

■校内LANの再構築

実施計画に基づき、令和5（2023）年度から順次校内LANの再構築を行い、計画的に学校内の通信ネットワークの改善を図っていきます。

■インターネット接続回線の見直し

実施計画に基づき、令和5（2023）年度に新たなインターネット接続業者の選定を実施し、学校外とつなぐ通信ネットワークの高速大容量化を図ります。

実施内容		令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
■校内LANの再構築	全小・ 中学校	検討	実施計画に基づき順次再構築			
■インターネット接続回線の見直し	全小・ 中学校	回線の見直し	実施			

【担当所管課】○学校ICT課

基本方針7 新しい時代の学びを支えるICT環境整備

具体的施策2.2 効果的・効率的なICT環境の整備

【現状及び取組の必要性】

区では、「目黒区学校施設更新計画」に基づき、令和4（2022）年度から学校施設の更新を順次行っていくこととしています。新校舎の計画においては、ICTを活用した授業や遠隔オンライン学習の実施など新しい時代の学びに適合する学校環境整備のため、教室の在り方や机等の什器類、ネットワーク環境、電源等の仕様などについて検討する必要があります。また、施設の更新時期においても児童・生徒の学びを保証するために、旧校舎⇒仮校舎⇒新校舎への校内ネットワークを含むICT機器の移設が必要となります。

さらに、近年、児童・生徒数の増加による普通教室不足への対応や小学校内学童保育クラブ新設への対応に係る特別教室等の改修工事が毎年度複数の学校で行われており、工事に伴うLAN配線の敷き直し、ICT機器の移設等の対応を適切に行う必要があります。

このような状況を踏まえ、関係所管において緊密に連携・協力し、効果的・効率的なICT環境整備を進める必要があります。

【目指す姿】

学校を取り巻く状況の変化に対応しながら、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現できる新しい時代にふさわしいICT環境整備を効果的・効率的に実施します。

【実施内容】

■効果的・効率的なICT環境の整備

区立学校における標準的な各教室等の仕様を取りまとめた「目黒区学校施設更新設計標準」\*に基づき、新しい時代にふさわしいICT環境整備を実施していきます。

実施に当たっては、学校施設更新における仮校舎や新校舎への移転、児童・生徒数増加等や小学校内学童保育クラブ設置に伴う教室改修等について、事前に必要な作業の洗い出しを行うことにより、各学校の状況に対応した効果的・効率的な整備手法を検討していきます。

実施内容		令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
■効果的・効率的なICT環境の整備	学校施設更新関係所管課	学校施設更新関係所管課による連携・実施				

【担当所管課】○学校施設計画課、学校ICT課、学校運営課

基本方針7 新しい時代の学びを支えるICT環境整備  
 具体的施策23 学習系・校務系システムの最適化

【現状及び取組の必要性】

総務省の「スマートスクール・プラットフォーム実証事業」\*（平成29（2017）年度～令和元（2019）年度）や文部科学省の「次世代学校支援モデル構築事業」\*（平成29（2017）年度～30（2018）年度）、「GIGAスクール構想」（令和元（2019）年度）、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（令和3年5月版）」（令和3（2021）年度）などを踏まえ、データ活用・連携の在り方の検討やデータに基づいた学校運営等の有効性等を実現するために検討を進めていく必要があります。

令和6（2024）年度に機器更新を予定している次期校務系システムでは、クラウドサービスの活用を前提とした効果的・効率的な必要最小限の機器構成や、文部科学省から示された校務系・学習系のネットワーク分離を必要としない認証によるアクセス制限を前提としたネットワーク構成を目指し、システム全体の構成を検討していく必要があります。

また、教員の働き方改革の観点からも、教員自身が家庭と仕事の両立を支援し、教員が健康でやりがいをもって勤務できる環境を作っていくことが求められており、自宅等においても、情報セキュリティを確保しつつ、校務事務や教材作成などの業務が行えるシステム構成を検討する必要があります。

【目指す姿】

校務系システム更改に当たっては、クラウドサービスやICTの仮想化技術\*、認証技術\*などを効果的に活用し、将来的な校務系システムと学習系システムの統合やテレワークの推進を見据え、管理・運用の効率化及び教職員の時間や場所の有効活用等が可能となるシステム構成とし、学校全体のシステムの最適化を図ります。

【実施内容】

■次期校務系システム整備

令和6（2024）年9月更改予定の校務系システムについて、令和3（2021）年度に実施したRFI\*に基づき、システム構成についての検討やテレワークの検証を進め、令和5（2023）年度に業者選定を実施し、計画的に次期校務系システムの構築・整備を行います。

実施内容		令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
		(2022)年度	(2023)年度	(2024)年度	(2025)年度	(2026)年度
■次期校務系システム整備	学校ICT課、	検討		実施		
	教育指導課					

【担当所管課】○学校ICT課、教育指導課



基本方針 8 情報セキュリティの向上
具体的施策 2 4 情報セキュリティ対策の実施

**【現状及び取組の必要性】**

文部科学省は十分な情報セキュリティ対策を講じることは、教員及び児童・生徒が、学校において安心してICTを活用できるようにするために必要不可欠であるとし、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」(平成29(2017)年10月)を策定しました。

区でも、令和元(2019)年度に本ガイドラインに則った「教育情報セキュリティ対策基準」を策定し、令和2(2020)年度から学校の情報資産を適切に保護・利用することを目的とした情報セキュリティ研修や学校監査を実施しています。

組織として情報セキュリティレベルを維持・向上するため、継続的に研修を実施するとともに、情報セキュリティの脅威や技術等の変化、学校監査や自己点検の結果等を踏まえ、定期的に対策基準の見直しを行う必要があります。

**【目指す姿】**

教員が学校の情報資産を取り扱う際に遵守すべき事項を理解し、適切に保護・利用するとともに、情報セキュリティインシデント\*発生時の被害を最小限に留めるため、学校の情報セキュリティを向上します。

**【実施内容】**

■情報セキュリティ研修の実施

毎年度、情報セキュリティについて教員悉皆研修を実施します。

■学校監査・自己点検の実施

毎年度、監査対象校を指定し、学校現場における情報セキュリティの状況について学校監査を実施し、その結果を他の学校に共有するとともに、各学校において自己点検を実施します。

■教育情報セキュリティ対策基準の見直し

情報セキュリティ上の脅威の拡大や技術等の進歩、学校監査や自己点検の結果等の状況を踏まえ、定期的に対策基準の見直しを行います。

実施内容		令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
■情報セキュリティ研修の実施	全教員	実施				
■学校監査・自己点検の実施	監査対象校及び全小・中学校・園	実施				
■教育情報セキュリティ対策基準の見直し	学校ICT課	適宜必要に応じて見直し				

【担当所管課】○学校ICT課、教育指導課

### 3 具体的施策一覧

具体的施策	取組内容	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
①発達段階に応じたICTを活用した学習の推進	「目黒区 学習用情報端末活用スキル ステップアップシート」の周知・活用	周知・活用				
	効果的な指導実践事例の定期的な情報発信	定期的に情報発信				
	授業公開等を通じた保護者や地域との情報共有	授業公開等を通じた情報発信・共有				
②デジタル教科書・教材の充実	デジタル教科書の充実(学習者用)	検証・導入検討	小学校導入(令和6(2024)年度)・活用 中学校導入(令和7(2025)年度)・活用			
	良質なデジタルコンテンツ・アプリケーションの充実	検証・検討・順次導入				
③情報モラル教育の推進	情報モラル研修の実施	実施				
	情報モラル教育の実施	実施				
	学習用情報端末使用に係る健康面への指導	実施				
	情報端末等の使用に関する指針の活用	実施				
	保護者等への理解促進	適切な情報提供による理解促進				
④体系化されたプログラミング教育の実施	プログラミング教育の実施	実施				
	プログラミング研修の実施	実施				
	「プログラミング教育モデルカリキュラム」の改定	改定	周知・カリキュラムに沿った系統的な指導の実践			
⑤情報活用能力をはぐくむカリキュラム・マネジメントの実施	情報活用能力をはぐくむカリキュラム・マネジメントの実施	実施				
⑥先端技術の効果的な学習への活用	先端技術・教育ビッグデータの効果的な学習への活用	検討・教育開発指定校等での実証・導入				
⑦特別支援教育等へのICT活用の推進	特別な支援を要する児童・生徒に対しての効果的なICT活用の研究と実践	検証・実践・教材順次導入				
	ユニバーサルデザインの視点からのICTを活用した授業づくりの推進	実施				
⑧学校へ通うことが困難な児童・生徒への学びの保障	オンライン相談やオンライン学習の実施	実施				
	eラーニングサービスによる自宅学習支援	実施				
	オンライン授業の実施(学校休業等対応)	必要に応じて実施				
⑨教員向け研修の拡充	新補転補の管理職向けの学校ICTマネジメント研修の実施	実施				
	教員向けのICT活用研修の実施	実施				
	上級スキルアップ研修の実施	実施				
⑩教科指導におけるICT活用の推進	教育開発指定校における研究	研究発表	研究成果を各学校で実施			
	教科指導におけるICT活用授業の実践	実施				
	ICTに関する指導資料等の活用	実施				

具体的施策	取組内容	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	
		運用体制の検討・充実					
⑪学校サポート体制の充実	学校サポート体制の充実	運用体制の検討・充実					
⑫教材データの共有化	教材データの共有化	ルール 策定	教材データの共有化				
⑬学校・園と保護者等間における 連絡手段のデジタル化の推進	学校・園と保護者等間における連絡手段の デジタル化の推進	運用	検討 運用	システム 更新	新システム運用		
⑭学校徴収金管理システムの導 入	学校徴収金管理システムの導入及び運用	実施	検討	システム 更新	次期システム運用		
	学校徴収金業務の作業分担の見直し	作業分担の検証・検討・見直し					
⑮教職員出勤管理システムに よる教職員の勤務時間の実態把 握	教職員の勤務時間の実態把握	運用・勤務時間の把握					
	教職員の健康確保に向けた取組の実施	実施					
⑯幼稚園・こども園におけるICT を活用した園務改善	幼児教育におけるICTを活用した創意工 夫ある教育の推進	機器 整備	検証・検討・順次実施				
	園務におけるICT化の検討及び導入	業務の整理・ システム検討		導入・運用			
⑰多様な働き方への対応	テレワークで必要となる校務系システム業 務の整理・分別	校務業務の整理・分別		実施			
	テレワークの運用方法・ルール策定	検討	ルール 策定	実施			
	情報セキュリティを確保したテレワークシ ステムの検討	検討		システム導入・運用			
⑱会議・研修等のオンライン化の 推進	会議・研修等のオンライン・eラーニング開 催	実施					
	ライセンスの調達	検討・順次実施					
⑲児童・生徒1人1台学習用情報 端末の更新	学習用情報端末の設定・運用ルールの見 直し	実施					
	児童・生徒1人1台学習用情報端末の更新	情報収集・課題整理・検討			実施		
⑳学校のICT環境整備の推進 【実施計画事業】	学校のICT環境整備の推進	業者 選定	実施計画に基づき機器更新				
㉑通信ネットワークの最適化 【実施計画事業】	校内LANの再構築	検討	実施計画に基づき順次再構築				
	インターネット接続回線の見直し	回線の見直し	実施				
㉒効果的・効率的なICT環境の 整備	効果的・効率的なICT環境の整備	学校施設更新関係所管課による連携・実施					
㉓学習系・校務系システムの最 適化	次期校務系システム整備	検討			実施		
㉔情報セキュリティ対策の実施	情報セキュリティ研修の実施	実施					
	学校監査・自己点検の実施	実施					
	教育情報セキュリティ対策基準の見直し	適宜必要に応じて見直し					

## 第5章 MEGUROスマートスクール・アクションプランの推進について

### 1 プランの推進体制

本プランの推進については、指導方法や教育内容、校務の処理方法などに影響することから、学校・園管理職、教員並びに職員など学校・園関係者へ適宜必要な情報提供を行い、理解と協力が十分に得られるように進めていきます。

また、急速に進み、複雑化している教育のICT化に適切に対応するために、教育委員会内の組織執行体制の強化を検討・推進するとともに、区長部局の関連部署と連携・協力を行い、ITベンダー\*等の外部有識者との積極的な意見交換等を行っていきます。

### 2 プランの進捗管理

本プランの実効性を高め、目標の達成状況や具体的施策の進捗状況を確認するため、毎年1回現状調査を実施し、進捗状況を教育委員会に報告します。

また、各具体的施策については、評価・検証を行い、ICT技術の進歩等の必要に応じて適宜取組内容の見直しや改善を図っていきます。

なお、具体的施策の進捗状況の把握においては、既存の調査（国等の実施する調査等）を活用します。

### 3 プランの検討体制・経過等

◇教育委員会における審議過程

開催日	内容
令和2（2020）年 4月 7日	「目黒区教育の情報化推進計画」の策定について（案） 報告
10月20日	「目黒区教育の情報化推進計画」の策定期等について 報告
令和3（2021）年 6月 1日	「目黒区教育の情報化推進計画」の基本的な考え方について 報告
10月19日	MEGUROスマートスクール・アクションプラン素案（案） 報告
11月 2日	MEGUROスマートスクール・アクションプラン素案（案） 報告
令和4（2022）年 1月25日	MEGUROスマートスクール・アクションプラン案（案） 報告
3月 8日	MEGUROスマートスクール・アクションプラン 協議
3月15日	MEGUROスマートスクール・アクションプラン 議決

◇目黒区総合教育会議の開催

令和3（2021）年10月26日（火）開催 目黒区長、教育長、教育委員による協議

◇教育情報化推進委員会開催経過

回次	開催日	主な検討内容
1	令和2（2020）年 5月19日	教育情報化推進計画の策定について ①区の課題、②策定の方向性、③策定スケジュール



新型コロナウイルス感染症拡大による国のGIGAスクール構想の実現の前倒し対応（児童・生徒1人1台の学習用情報端末整備）のため、計画策定を1年間延伸		
回次	開催日	主な検討内容
1	令和3（2021）年 4月28日	教育情報化推進計画の骨子（案）について ①策定スケジュール、②計画の体系（目標・基本方針・具体的施策）
2	8月 2日	教育情報化推進計画策定イメージの検討
3	8月26日	MEGUROスマートスクール・アクションプラン素案（たたき台）の検討
4	10月 6日	MEGUROスマートスクール・アクションプラン素案（案）の審議
5	令和4（2022）年 1月18日	①パブリックコメントの実施結果について ②MEGUROスマートスクール・アクションプラン案（案）の審議

#### ◇パブリックコメントの実施及び説明動画の公開

区民の意見を聴くため計画素案のパブリックコメントの実施及び説明動画を公開した。

##### ■パブリックコメント

実施期間 令和3（2021）年11月14日（日）から12月14日（火）まで

意見提出者数 10名（団体を含む）

意見数 25件

##### ■説明動画の公開

公開期間 令和3（2021）年11月14日（日）から12月14日（火）まで

掲載場所 目黒区公式YouTube（目黒区公式チャンネル めぐるTV）

視聴回数 910回（期間内）

#### ◇教育情報化推進委員会設置要領（令和2（2020）年4月10日目教政第249号決定）

（設置目的）

第1条 区立幼稚園、こども園、小学校及び中学校のICT環境の整備及びICTの利活用について総合的な調整を行うことにより教育の情報化を推進することを目的として、教育情報化推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 推進委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- （1） 情報教育で利用するICT機器の整備に関すること。
- （2） 情報教育で利用するICT機器の活用に関すること。
- （3） 情報教育ネットワークの管理運用に関すること。
- （4） 校務LAN基盤の情報教育ネットワークへの活用に関すること。
- （5） 校務LANシステムの運用方針及び活用推進に関すること。
- （6） セキュリティ対策の推進に関すること。

- (7) 教育の情報化を推進するための計画の策定及び進捗管理に関すること。
- (8) ICTを活用した校務及び園務の改善に関すること。
- (9) その他推進委員会が必要と認める事項

(構成)

第3条 推進委員会は、次に掲げる者（以下「委員」という。）をもって構成する。

- (1) 教育委員会事務局教育次長
- (2) 教育委員会事務局学校ICT課長
- (3) 教育委員会事務局学校運営課長
- (4) 教育委員会事務局学校施設計画課長
- (5) 教育委員会事務局教育指導課長
- (6) 教育委員会事務局教育支援課長
- (7) 区立幼稚園・こども園長会代表園長
- (8) 区立小学校長会代表校長
- (9) 区立中学校長会代表校長

(委員長及び副委員長)

第4条 推進委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長には、教育委員会事務局教育次長をもって充てる。
- 3 副委員長には、教育委員会事務局学校ICT課長をもって充てる。
- 4 委員長は、推進委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第5条 推進委員会は、委員長が招集する。

(作業部会)

第6条 推進委員会は、検討を円滑に進めるため作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会長には、教育委員会事務局学校ICT課長をもって充てる。
- 3 作業部会員は、第3条各号（第1号を除く。）に掲げる職にある者のほか、委員が推薦する者のうち委員長が指名する。

(関係者の出席)

第7条 推進委員会及び作業部会は、必要があると認めるときは、委員又は部会員以外の者に出席を求め、意見等を聴くことができる。

(庶務)

第8条 推進委員会及び作業部会の庶務は、教育委員会事務局学校ICT課において処理する。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、推進委員会及び作業部会の運営に関し必要な事項その他必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要領は、令和2（2020）年4月1日から施行する。

## (教育情報化推進委員会名簿)

所属等	氏名
教育次長	◎谷合 祐之
学校ICT課長	○今村 茂範
学校運営課長	香川 知子
学校施設計画課長	岡 英雄
教育指導課長	竹花 仁志
教育支援課長	細野 博司
幼稚園・こども園長会代表 みどりがおかこども園長	高橋 慶子
区立小学校長会代表 大岡山小学校長	板木 孝悦
区立中学校長会代表 第十一中学校長	田井 俊行

◎委員長 ○副委員長

## (教育情報化推進部会名簿)

所属等	氏名
学校ICT課長	◎今村 茂範
教育指導課長	○竹花 仁志
教育指導課統括指導主事	石邑 由紀子
学校ICT課学校ICT管理係長	河原 淳
学校ICT課学校ICT運用係長	山本 尚幸
教育政策課教育総務係長	佐藤 洋一
教育指導課指導主事	林 達樹 平田 孝一郎 佐藤 泰之
教育指導課指導事務係長	北野 正史
教育指導課ICT支援員代表	濱田 力
教育支援課特別支援教育係長	五十嵐 智子
学校運営課学事係長	久世 拓司
学校施設計画課学校施設計画係長	神野 慎一
教員代表 みどりがおかこども園	高橋 美咲
教員代表 中根小学校	桑田 修
教員代表 不動小学校	山田 隆造
教員代表 目黒中央中学校	飯田 将伍
教員代表 第八中学校	葩島 健二
事務局	涌井 克典 渡辺 篤子 平川 舞

◎委員長 ○副委員長

## 1 用語解説

行	用語	意味	頁
英 (A : I)	A I	A I (Artificial Intelligence) の略。人工知能。人間の思考プロセスと同じような形で動作するプログラム、あるいは人間が知的と感じる情報処理、技術。	4
	A R	A R (Augmented Reality)の略。拡張現実。スマートフォンなどのカメラに映る現実の風景に、動画、画像、キャラクターなどの情報を重ねて表示させることで、現実を拡張させる状況をつくる技術。	30
	B Y A D	B Y A D (Bring Your Assigned Device) の略。指定購入。学校で使用する学習用情報端末を学校などが推奨機種を指定し、個人が斡旋購入する方法。	44
	B Y O D	B Y O D (Bring Your Own Device) の略。個人所有情報端末の自由持込。学校で使用する学習用情報端末を個人所有の端末を持ち込んで利用する方法。	44
	eラーニング	インターネットなどの情報通信技術を用いて行う学び。	30
	G I G Aスクール構想	文部科学省が発表した、1人1台学習用情報端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を、全国の学校現場で持続的に実現させる構想。	8
	G I G A支援員	1人1台学習用情報端末の導入に伴う端末操作・授業展開等の初期対応について研修の実施等を通して技術的な側面から支援をする者。	12
	I C T	I C T (Information and Communication Technology) の略。情報通信技術。 I T (Information Technology) の情報技術に加えて「コミュニケーション」(伝達性、通信性、交信性)が表現されている点の特徴。	5



行	用語	意味	頁
英 ( I : : S)	I C T活用推進委員会	児童・生徒に1人1台整備された学習用情報端末を教員が授業等で円滑に活用できるようになることを目的として、I C Tを活用した指導内容等を検討するため、ブロック（地区）ごとの代表I C T活用推進リーダーで構成された委員会。	14
	I C T活用推進リーダー	各学校におけるI C Tを活用した授業の推進を図る中核となる教員。	14
	I C T支援員	各学校における日常的なI C T活用、授業支援・校務支援、研修等を支援する者。	12
	I o T	I o T (Internet of Things) の略。 「モノのインターネット」と呼ばれる。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すこと。	4
	I Tベンダー	システム（構築を含む）やソフトウェア等などのI T製品を提供・販売する企業。	52
	L A N	L A N (Local Area Network) の略。 一定の限定されたエリア（地域・範囲）で接続できるコンピュータネットワーク。学校内で使用するL A Nを校内L A Nという。	12
	L T E通信	L T E (Long Term Evolution) の略。 無線を利用したスマートフォン、携帯電話の通信規格のひとつであり、これを利用した通信。	13
	R F I	R F I (Request For Information) の略。 企業や官公庁が業務の発注や委託などを計画するに当たって、発注先候補の業者が保有している製品やサービスの概要などの情報を収集するための依頼書。	48
S N S (ソーシャルネットワーキングサービス)	S N S (Social Networking Service) の略。 登録された利用者同士が交流できるWe bサイトの会員制サービスのこと。 例) L I N E、T w i t t e r、I n s t a g r a m 等	26	

行	用語	意味	頁
英 (S :W)	Society 5.0	サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）のこと。 狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会。	4
	VR	VR（Virtual Reality）の略。仮想現実。 コンピュータが創り出す仮想空間の中に入り込み、現実世界のように体験ができる技術。	30
	Webフィルタリング	企業や学校などの組織でインターネットを利用する時、職務上又は教育上、閲覧及び発信が不適切と思われるWebサイトや、セキュリティ上の危険性があるWebサイトへアクセスできないよう制限する技術。	44
あ	アプリケーション	コンピュータ等にインストールされている、ある特定の機能や目的のために開発・使用されるソフトウェア。	25
	生きる力	知（確かな学力）・徳（豊かな人間性）・体（健康・体力）のバランス取れた力。	4
	エビデンス	発言や提案を裏付ける根拠・証拠。	18
	大型提示装置	コンピュータや実物投影機の映像を、大きく映し出すためのプロジェクターや大型ディスプレイ等の機器。	12
か	学習系システム	主に教室等で学習のために使用するシステムの総称。	15
	学習支援ツール	学習用情報端末などを利用した、教育の質を高め、学習をより効率的に行うためのソフトウェア。	30
	学習指導要領	全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、文部科学省が学校教育法等に基づき定める、各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準。	5
	仮想化技術	限られたハードウェアリソース（CPU、メモリ、ディスク、ネットワークなど）を抽象化し、物理的な制限にとらわれず、ソフトウェア的に統合・分割できるようにする技術。	48

行	用語	意味	頁
か	学校経営方針	学校の教育目標の達成を目指し学校全体をトータルに見通す視点から、各年度における学習指導、生活指導、進路指導、学校運営等の教育活動の目標や、これを達成するための具体的方策及び達成目標を示すもの。	29
	学校教育の情報化指導者養成研修	文部科学省（初等中等教育局教職員課）主管の独立行政法人教職員支援機構が主催する、学校教育の情報化を組織的に推進する指導者として必要な知識を習得・養成するための研修。	19
	カリキュラム・マネジメント	「社会に開かれた教育課程」の理念の実現に向けて、学校教育に関わる様々な取組について教育課程を中心に据えながら、組織的かつ計画的に実施し、教育活動の質の向上につなげていくこと。	14
	教育開発指定校	教育課題や学校等の課題の解決を図るため、指導方法等に関する研究を推進するとともに、研究発表会等を通して、成果を区立学校・園に普及していくため、目黒区教育委員会が指定した学校のこと。	19
	教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン	文部科学省が策定した、学校を対象とした情報セキュリティポリシーの策定や見直しを行う際の参考となるよう、学校における情報セキュリティポリシーの考え方や内容を示したもの。	9
	教育情報セキュリティ対策基準	情報セキュリティ規定は、基本方針、対策基準、実施手順という三層の規定構造から構成され、三層の規定の中で中層に当たる対策基準は、基本方針が示すセキュリティ対応の目標に関して、「何を実施しなければならないか」という点について定め、組織的に情報セキュリティ対策を行うためのルール集。 区では、文部科学省が示した「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づき、令和元（2019）年に「教育情報セキュリティ対策基準」を策定。 なお、具体的なセキュリティ対策を記述するため非公開。	21
	教育用コンピュータシステム	教員が主に教室等で学習指導のために使用するシステム。	12

行	用語	意味	頁
か	教科専門部会	区の40分授業午前5時間制における「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた指導計画及び授業改善について研究を行い、自校への還元を通して授業力の向上を図るための教科別の部会。	24
	教職員支援機構	文部科学省（初等中等教育局教職員課）主管の独立行政法人。	19
	クラウドサービス	利用者が手元のコンピュータで利用していたデータやソフトウェアを、ネットワーク経由で、サービスとして利用者に提供するもの。	15
	校務系システム	成績処理や出欠席管理等の校務処理を行うためのシステム。	14
け	次世代学校支援モデル構築事業	児童・生徒が学習においてコンピュータ等を活用した際の学習履歴等と、教員が校務事務で入力したデータ等を連携・活用して、学びを可視化することを通じ、教員による学習指導や生徒指導等の質の向上、学級・学校運営の改善等を図ることを目的とした実証研究。	48
	指導計画	各教科や各学年相互間の関連を図り、系統的、発展的な指導ができるようにすること。また、各教科の各学年、各分野又は各言語の指導内容について、そのまとめ方や重点の置き方に適切な工夫を加えるなど、効果的な指導ができるようにした計画。	24
	指導要録	在学する児童・生徒の学習の記録として「学籍に関する記録」と「指導に関する記録」を作成するもの。	14
	情報活用能力	情報及び情報手段を主体的に選択し、活用していくための個人の基礎的資質。	7
	情報活用能力#東京モデル	情報活用能力を計画的に育成するために、東京都教育委員会が作成した1人1台の時代に必要となる力について、発達段階を踏まえ、ステップごとに育成したい資質・能力を示したもの。	28
	情報セキュリティインシデント	マルウェアの感染や不正アクセス、あるいは機密情報の流出など、情報セキュリティ上の脅威となる事象。	49
	情報モラル	情報化の進展が生活に及ぼす影響を理解し、情報に関する問題に適切に対処し、積極的に情報社会に参加しようとする創造的な考え方や態度。	7



行	用語	意味	頁
さ	新時代の学びを支える先端技術活用推進方策	文部科学省が取りまとめた、新しい時代に求められる教育の在り方や、教育現場でICT環境を基盤とした先端技術や教育ビッグデータを活用する意義と課題について整理した今後の取組方策。	30
	スクールソーシャルワーカー	問題を抱えた児童・生徒に対し、当該児童・生徒が置かれた環境へ働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図っていく者。	32
	スマートスクール・プラットフォーム実証事業	総務省が文部科学省とともに、教職員と児童・生徒の双方が用いる「学習系システム」と、教職員が用いる「校務系システム」との間に、安全かつ効果的にデータの受け渡しを行う連携方法について実証を行った事業。	48
た	中央教育審議会	文部科学省に設置されている諮問機関。 教育・芸術・文化に関する基本的な重要施策につき調査・審議する機関。	8
	デジタル教科書	デジタル機器や学習用情報端末等向けの教材のうち、既存の教科書の内容と、それを閲覧するためのソフトウェアに加え、編集、移動、追加、削除などの基本機能を備えるもの。	7
	デジタルトランスフォーメーション（DX）	ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でよりよい方向に変化させること。	15
	テレワーク	ICT（情報通信技術）を活用した時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方。	30
	電子黒板	投影した資料や教材の拡大・縮小表示や専用ペンで自由に書き込むことが可能なホワイトボード（主にモニター型やプロジェクターに映して利用）。	15
	特別支援学級	小学校、中学校等において以下に示す障害のある児童・生徒に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するために設置される学級。 【対象障害種】 知的障害者、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者、弱視者、難聴者、言語障害者、自閉症者・情緒障害者	31
	特別支援教育	障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。	31

行	用語	意味	頁
た	ドローン	無人であり、遠隔操作又は自動操縦で飛行できる、一定以上の重量の機体。 近年では、カメラ等を搭載し、空撮用や災害等幅広い利用がされている。	30
な	ニューノーマル	新たな常態・常識、新常态。 社会に大きな変化が起こり、新たな常態・常識が定着すること。	6
	認証技術	I C Tを利用する場面等で、セキュリティを確保するために、ユーザーのアクセス権管理や本人確認を行う技術。	48
は	ビッグデータ	ボリュームが膨大でかつ構造が複雑であるが、そのデータ間の関係性などを分析することで新たな価値を生み出す可能性のあるデータ群のこと。例えば、ソーシャルメディア内のテキストデータや画像、携帯電話・スマートフォンが発信する位置情報、時々刻々と生成されるセンサーデータなどがある。	4
	不正アクセス	本来アクセス権限を持たない者が、サーバや情報システムの内部へ侵入を行う行為。	10
	プログラミング教育	児童・生徒がプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動。	7
	ブロック連絡会	I C T活用推進委員会の下部組織。 各学校における学習用情報端末の利活用の状況についての情報交換や研修等を行う会。	24
	平成30（2018）年度以降の学校におけるI C T環境の整備方針	学習指導要領の実施を見据えた平成30（2018）年度以降の学校のI C T環境整備方針。 学校におけるI C T環境整備の検討に当たっての視点や学習活動を支えるI C T機器等と設置の考え方を示したものの。	7
ま	無線LAN	無線通信を利用して構築されるネットワークであり、通信方法は様々なものがある。Wi-Fiとは、無線LAN機器を製造するメーカーの業界団体が通信規格「IEEE802.11」を採用した共通規格であり、世界的標準規格。	12
	めぐろ学校教育プラン	目黒区教育委員会の教育目標・基本方針を学校教育において実現するための施策をまとめた中期計画。	4

行	用語	意味	頁
ま	目黒区学校施設更新計画	将来にわたる学校施設の健全な保全に向け、老朽化した学校施設を計画的に更新していくに当たっての更新の流れや整備手法等を具体的に示した計画。	5
	目黒区学校施設更新設計標準	学校施設を更新していくに当たって、学校施設が備えるべき標準的な仕様や考え方等をまとめたもの。	47
	目黒区児童・生徒の情報端末等の使用に関する指針	情報端末を介した様々なトラブルの未然防止のため、児童・生徒が情報端末等を利用する際、危険を回避するための学校と家庭での取組に関する指針。	11
	目黒区立学校 教員のICT活用能力向上プラン	児童・生徒1人1台の学習用情報端末の活用に向け、教員のICT活用能力向上を目指した研修や研究開発、教育指導課による学校訪問等の取組について示し、ICT活用推進委員会、ICT活用推進ブロック連絡会の開催、ICT活用推進リーダーの指名等についても示しているもの。	14
や	ユニバーサルデザイン	文化・言語・国籍や年齢・性別・能力などの違いにかかわらず、出来るだけ多くの人が利用できることを目指した建築（設備）・製品・情報などの設計（デザイン）。	31
ら	ロボティクス	ロボットに関する技術について機械工学・電気電子工学・情報工学等の総合的な研究を行う学問、「ロボット工学」。	4
数	3Dプリンタ	3次元的なデジタルモデルを設計図として、現実の立体造形物体をつくりだすことができる機会。	30

## 2 参考資料

資料名	URL	二次元コード
◆ 次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめのポイント (2016年9月：文部科学省)	<a href="https://www.mext.go.jp/content/1377021_3.pdf">https://www.mext.go.jp/content/1377021_3.pdf</a>	
◆ 次世代の教育情報化推進事業 (2016年12月：文部科学省)	<a href="https://www.soumu.go.jp/main_content/000508687.pdf">https://www.soumu.go.jp/main_content/000508687.pdf</a>	
◆ 次世代学校支援モデル構築事業の取組 (2017年11月：文部科学省)	<a href="https://www.mext.go.jp/content/1387543_01_1.pdf">https://www.mext.go.jp/content/1387543_01_1.pdf</a>	
◆ 平成30(2018)年度以降の学校におけるICT環境の整備方針について (2017年12月：文部科学省)	<a href="https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2017/12/26/1399908_01_3.pdf">https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2017/12/26/1399908_01_3.pdf</a>	
◆ Society 5.0「科学技術イノベーションが拓く新たな社会」説明資料 (2018年1月：内閣府)	<a href="https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/society5_0.pdf">https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/society5_0.pdf</a>	
◆ 第3期教育振興基本計画 (2018年3月：文部科学省)	<a href="https://www.mext.go.jp/content/1406127_002.pdf">https://www.mext.go.jp/content/1406127_002.pdf</a>	

資料名	URL	二次元コード
<p>◆ 中央教育審議会 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申） （2019年1月：文部科学省）</p>	<p><a href="https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/079/sonota/1412985.htm">https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/079/sonota/1412985.htm</a></p>	
<p>◆ 新時代の学びを支える先端技術活用推進方策（2019年6月：文部科学省）</p>	<p><a href="https://www.mext.go.jp/component/a_menu/other/detail/_icsFiles/fieldfile/2019/06/24/1418387_01.pdf">https://www.mext.go.jp/component/a_menu/other/detail/_icsFiles/fieldfile/2019/06/24/1418387_01.pdf</a></p>	
<p>◆ 教育の情報化に関する手引き （2019年12月：文部科学省）</p>	<p><a href="https://www.mext.go.jp/a_menu/shoutou/zyouhou/detail/mext_00117.html">https://www.mext.go.jp/a_menu/shoutou/zyouhou/detail/mext_00117.html</a></p>	
<p>◆ GIGAスクール構想の実現について （2019年12月：文部科学省）</p>	<p><a href="https://www.mext.go.jp/a_menu/other/index_00001.htm">https://www.mext.go.jp/a_menu/other/index_00001.htm</a></p>	
<p>◆ 情報活用能力#東京モデル （2020年10月：東京都教育庁）</p>	<p><a href="https://infoedu.metro.tokyo.lg.jp/tokyo_model.html">https://infoedu.metro.tokyo.lg.jp/tokyo_model.html</a></p>	
<p>◆ 学校が保護者等に求める押印の見直し及び学校・保護者等間における連絡手段のデジタル化の推進について（通知） （2020年10月：文部科学省）</p>	<p><a href="https://www.mext.go.jp/content/20201019-mxt_zaimu-100002245-1.pdf">https://www.mext.go.jp/content/20201019-mxt_zaimu-100002245-1.pdf</a></p>	
<p>◆ 中央教育審議会「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（答申）[総論解説]（2021年3月：文部科学省）</p>	<p><a href="https://www.mext.go.jp/content/20210329-mxt_syoto02-000012321_1.pdf">https://www.mext.go.jp/content/20210329-mxt_syoto02-000012321_1.pdf</a></p>	



資料名	URL	二次元コード
<p>◆教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（令和3（2021）年5月版） （2021年5月：文部科学省）</p>	<p><a href="https://www.mext.go.jp/content/20210630-mxt_jogai02-000011648_053.pdf">https://www.mext.go.jp/content/20210630-mxt_jogai02-000011648_053.pdf</a></p>	
<p>◆学校情報化認定の流れ（日本教育工学協会：JAET）</p>	<p><a href="http://www.jaet.jp/katudou/nintei/ninteitoha.html">http://www.jaet.jp/katudou/nintei/ninteitoha.html</a></p>	
<p>◆令和2年度（2020年度）学校・教育機関における個人情報漏えい事故の発生状況 - 調査報告書 - 第2版（ISEN）</p>	<p><a href="https://school-security.jp/leak_all/">https://school-security.jp/leak_all/</a></p>	

※参考資料のURL、二次元コードは令和4（2022）年3月時点に作成したものであり、変更となる場合があります。

MEGUROスマートスクール・アクションプラン  
～目黒区教育情報化推進計画～

主要印刷物番号
---------

3教-19号
--------

令和4（2022）年3月発行

発行 目黒区教育委員会

編集 目黒区教育委員会事務局学校ICT課

所在地 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号

電話 03-5722-9147

印刷 株式会社オオツカ